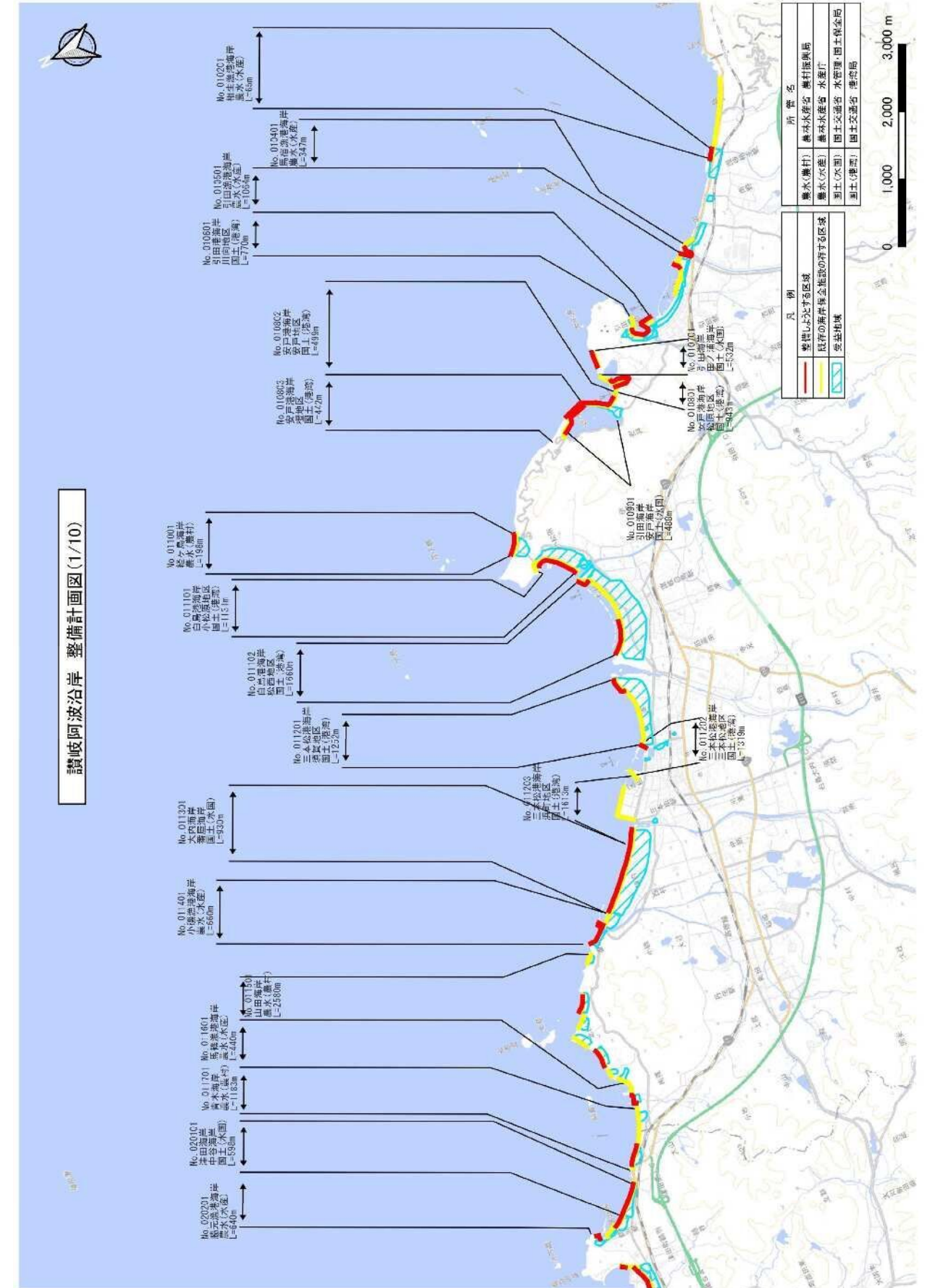
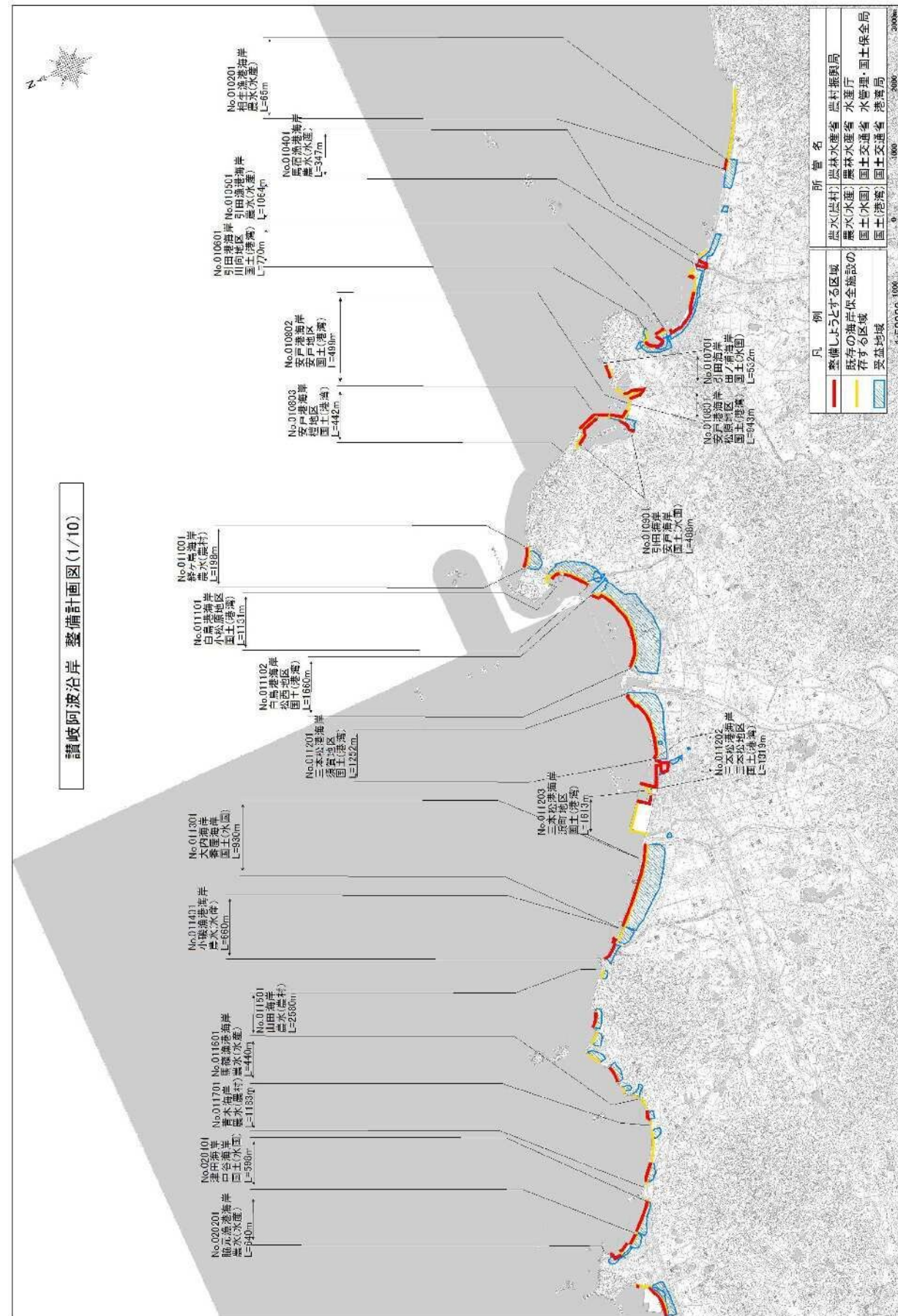
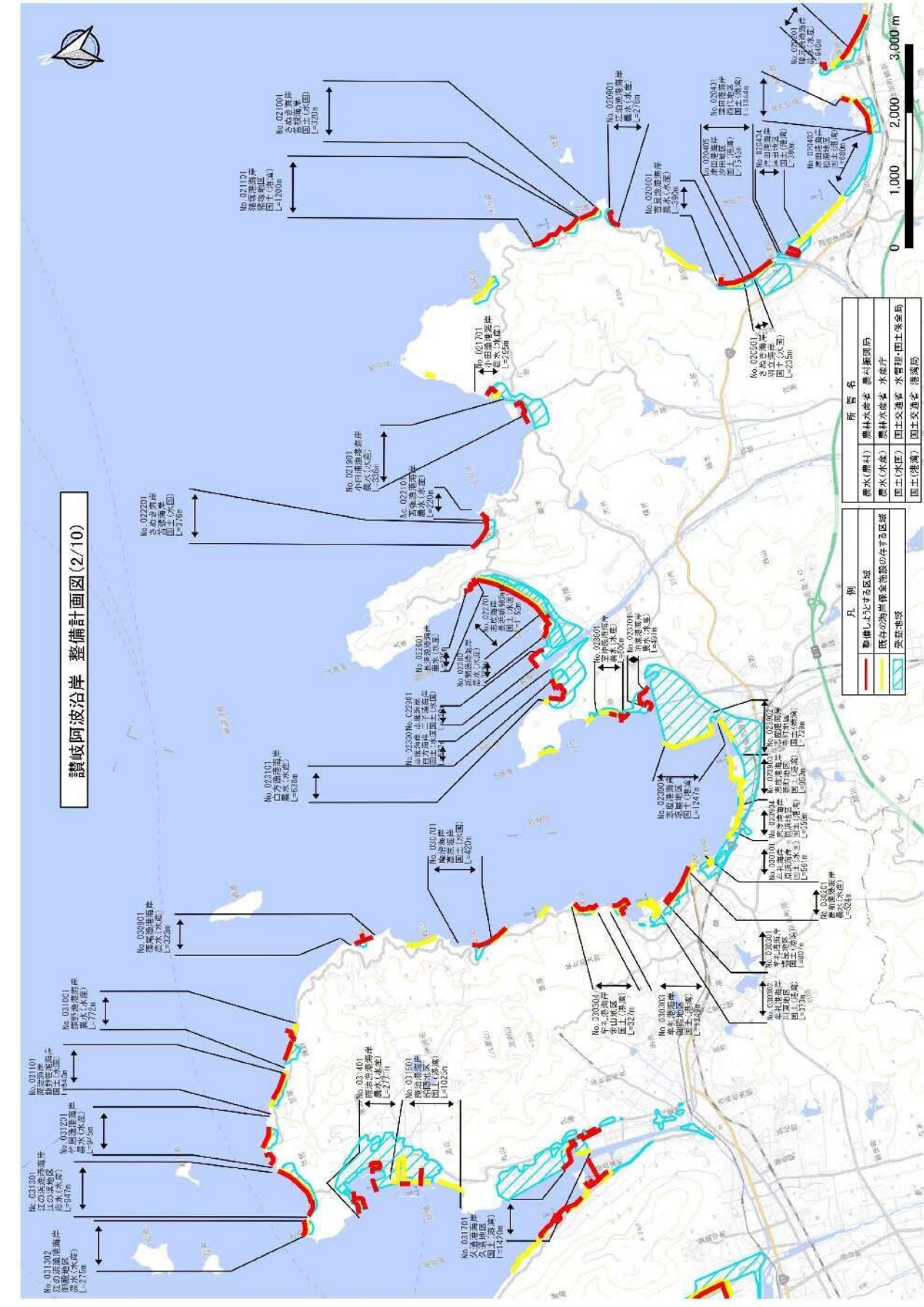
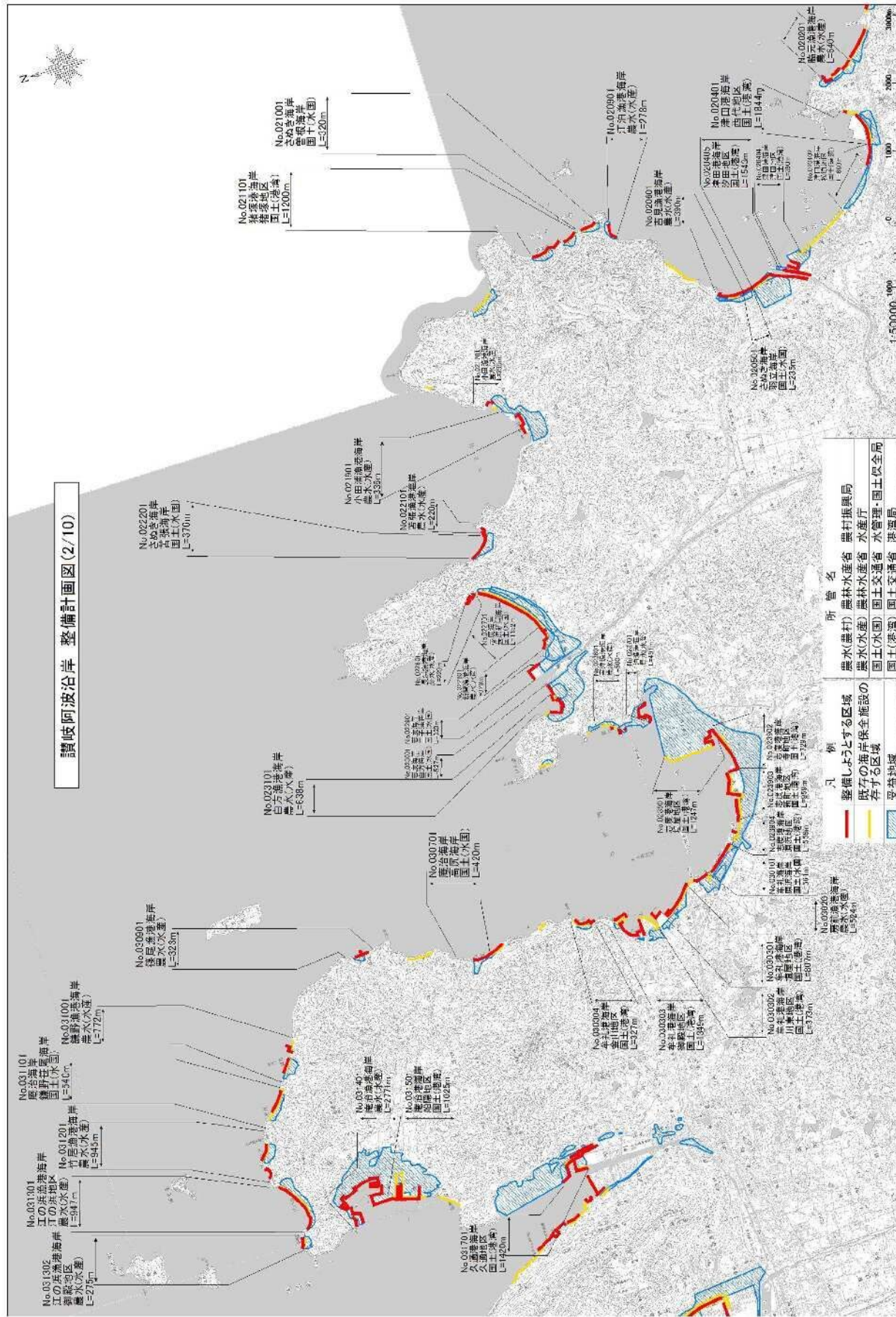
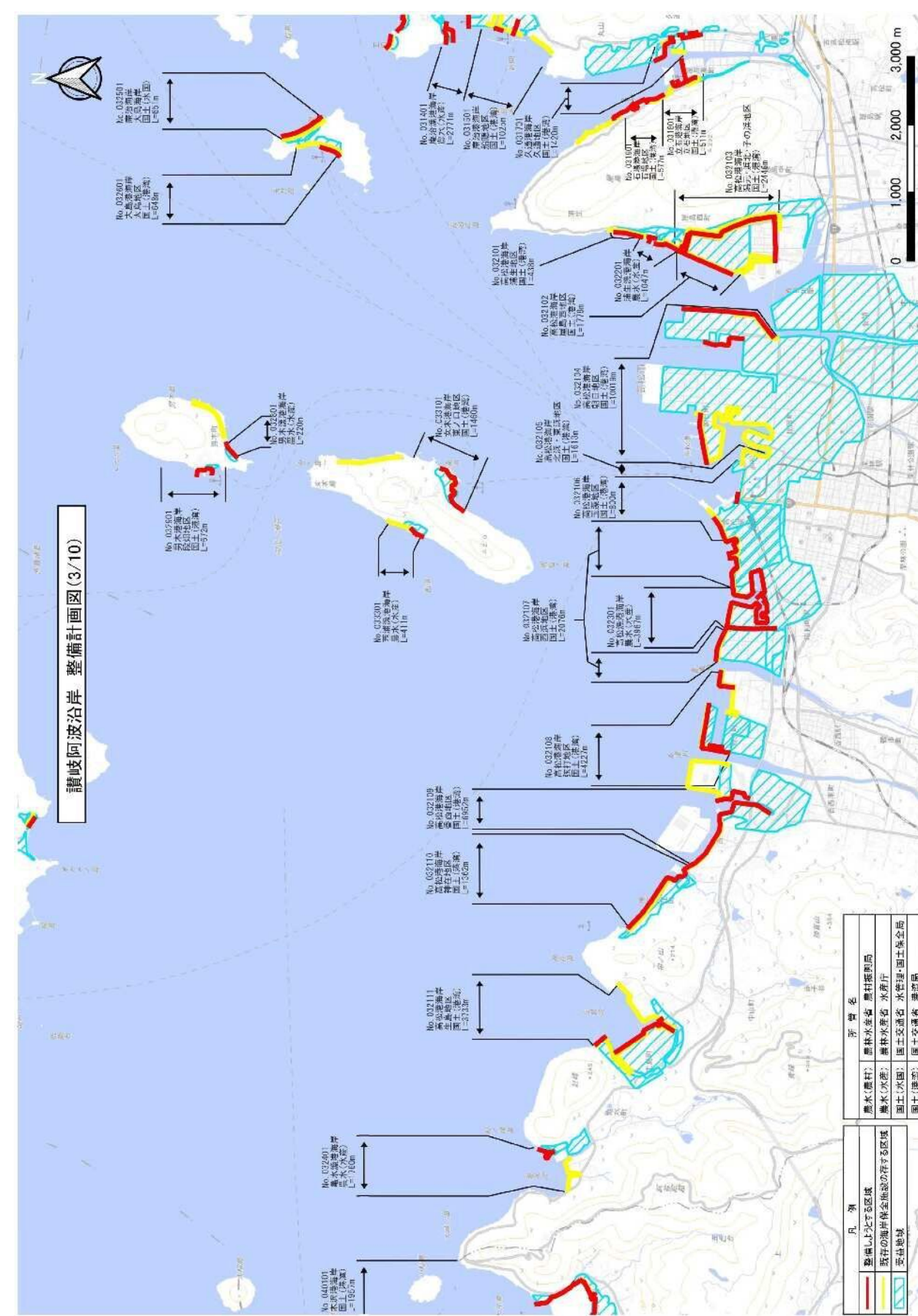
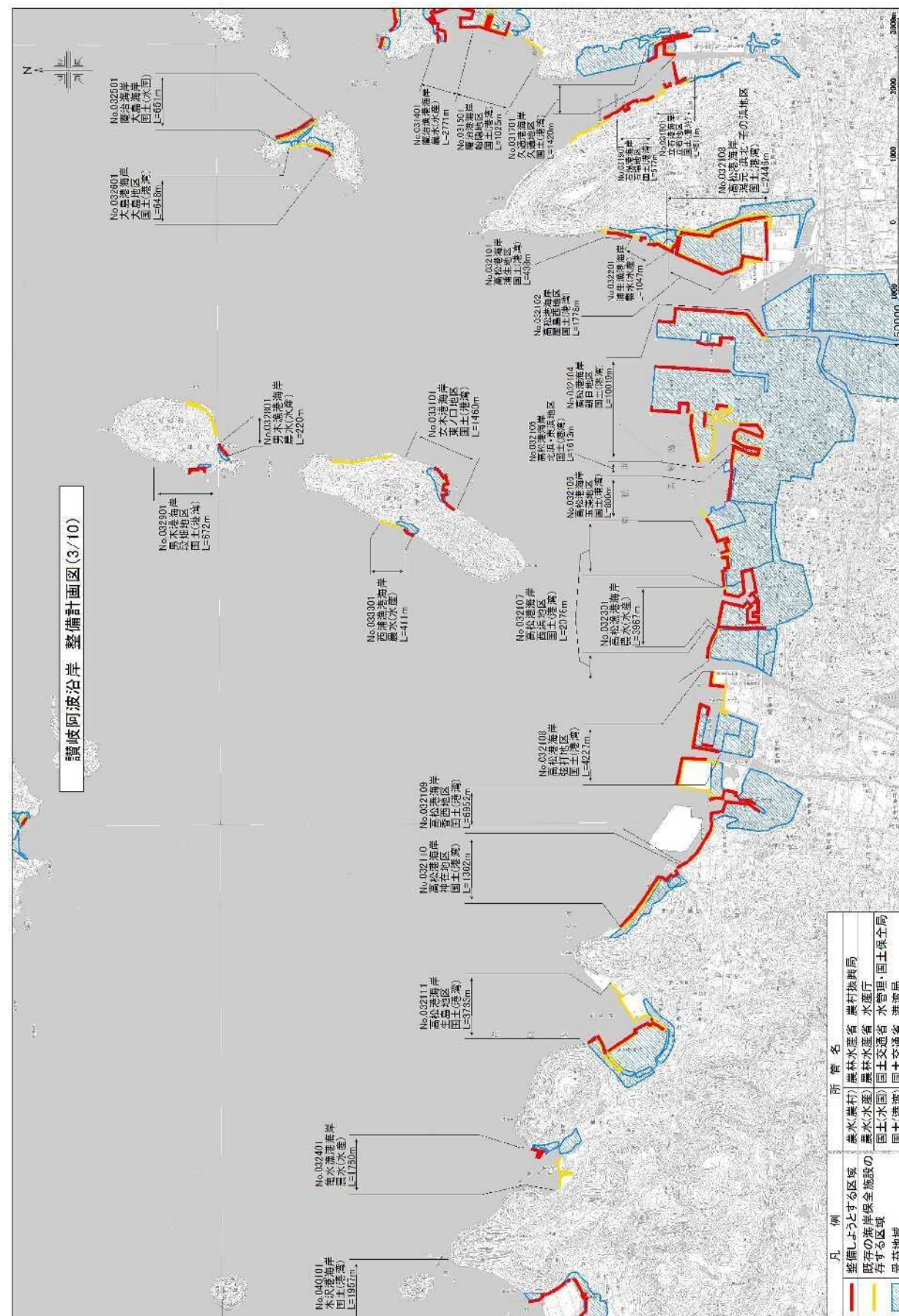
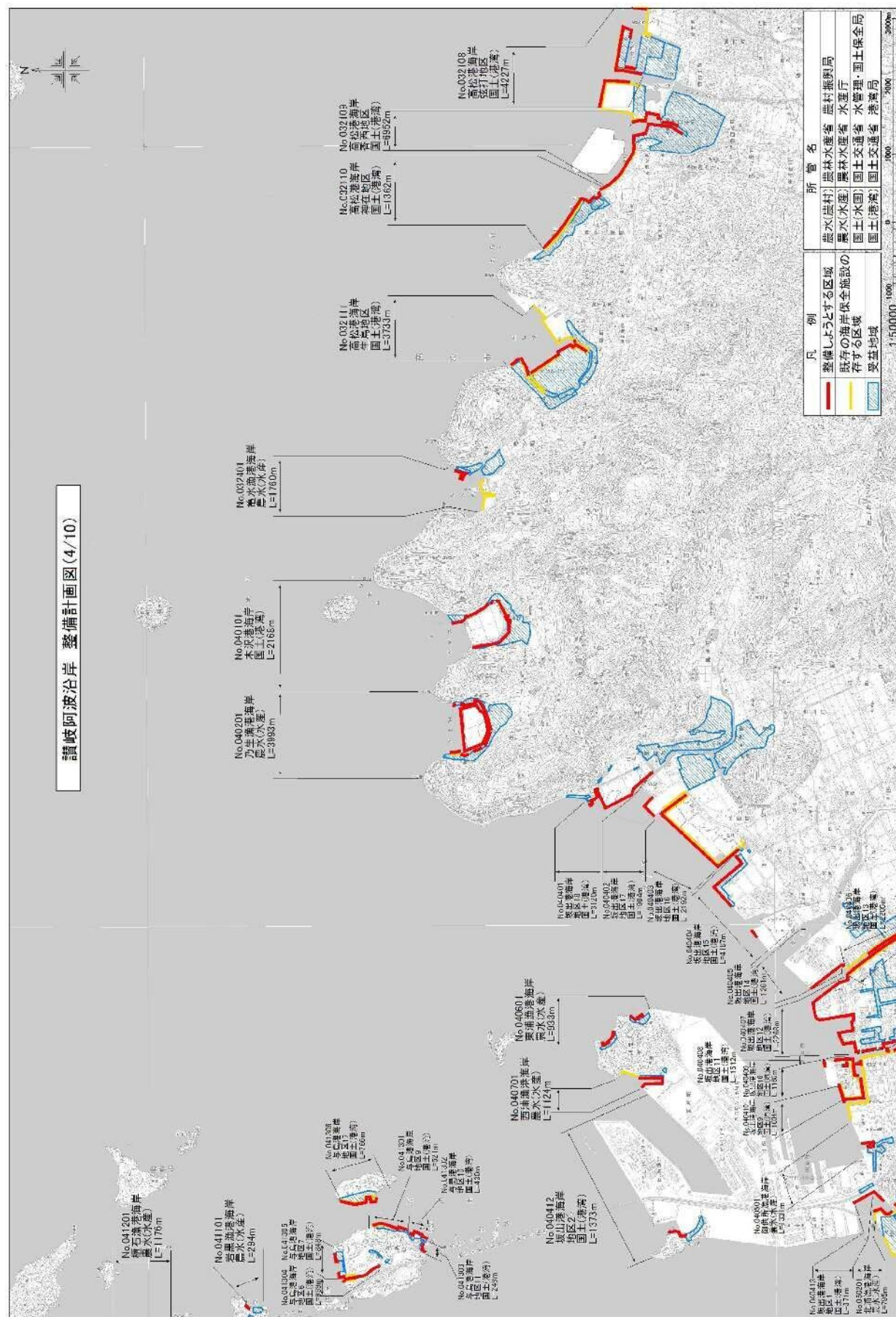


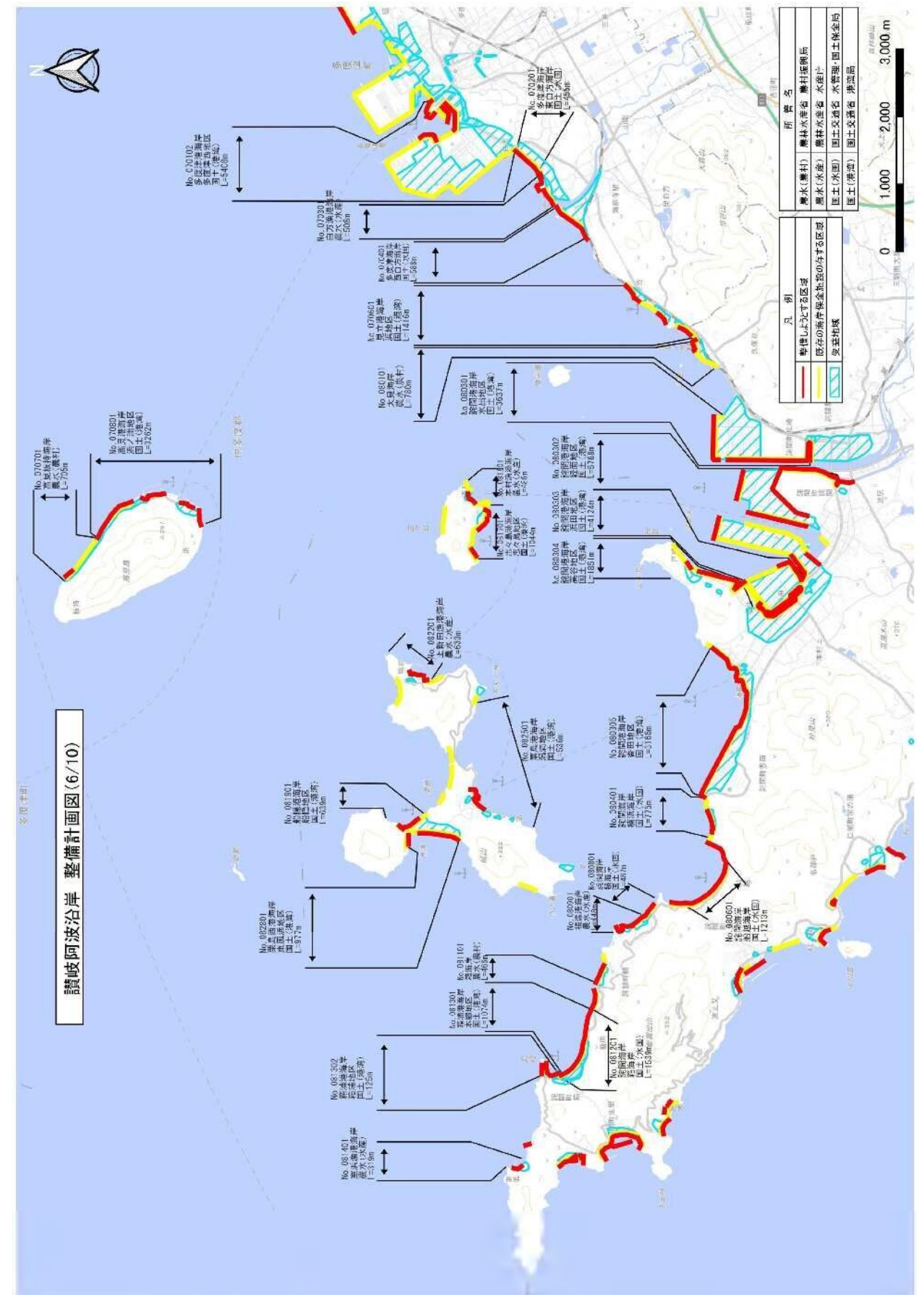
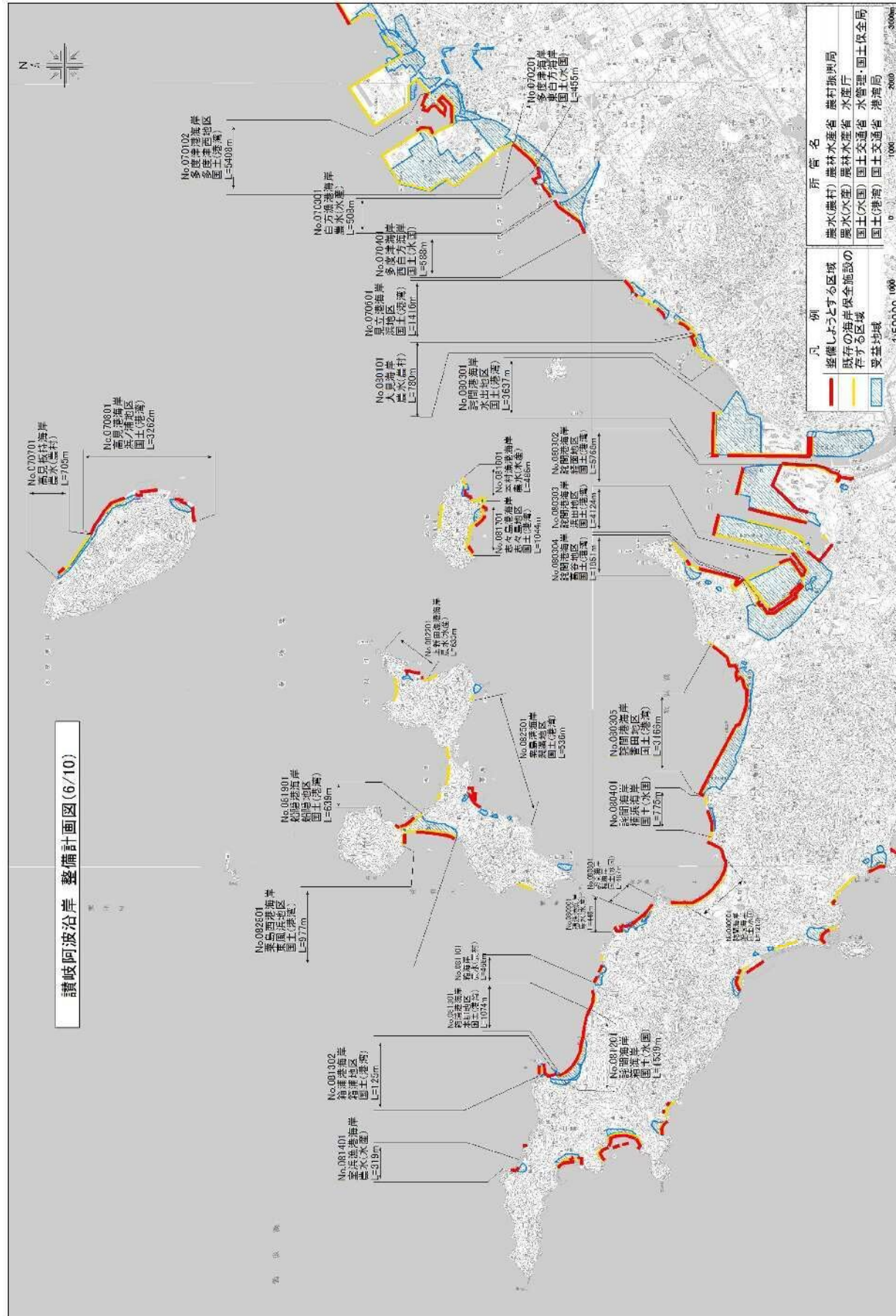


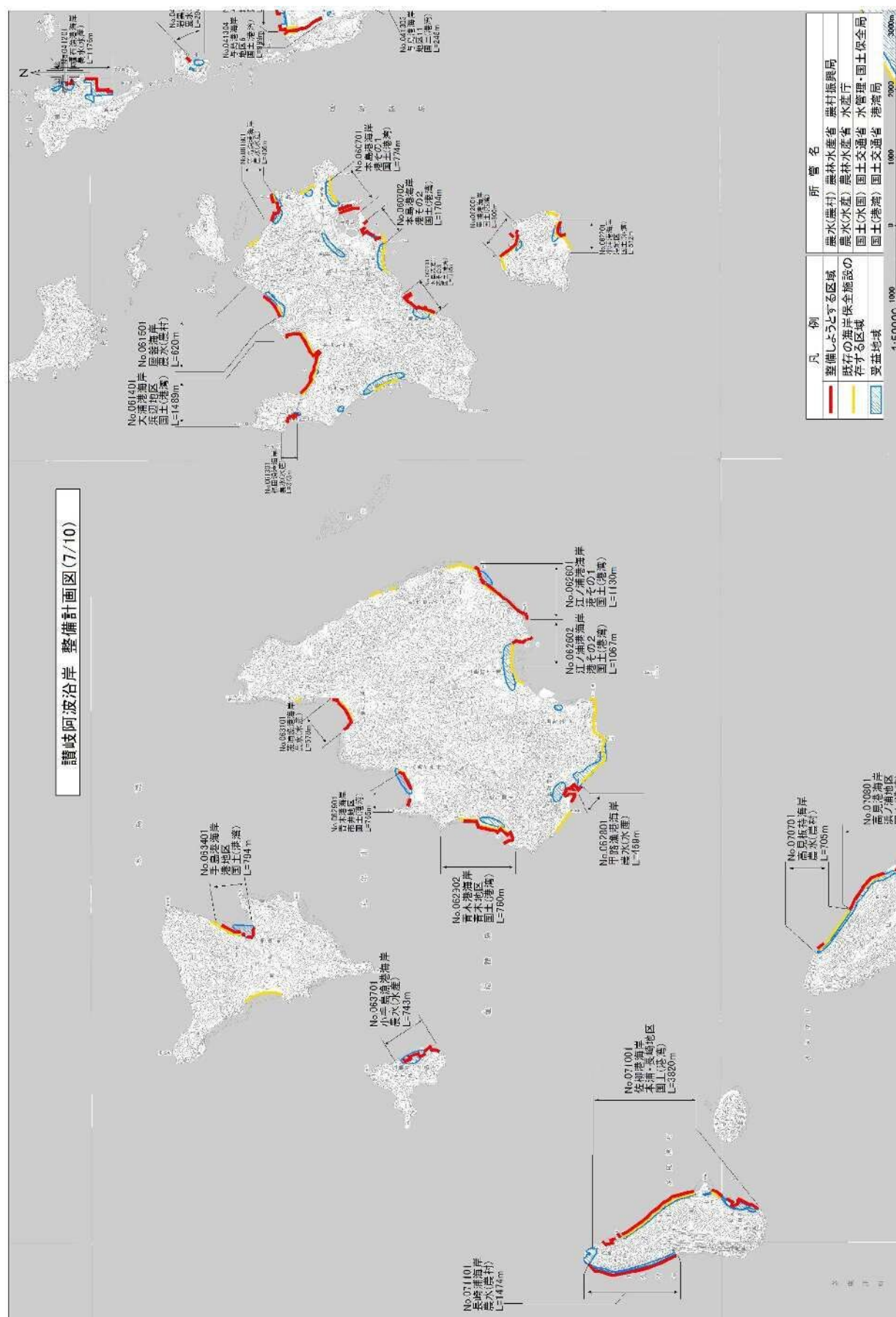


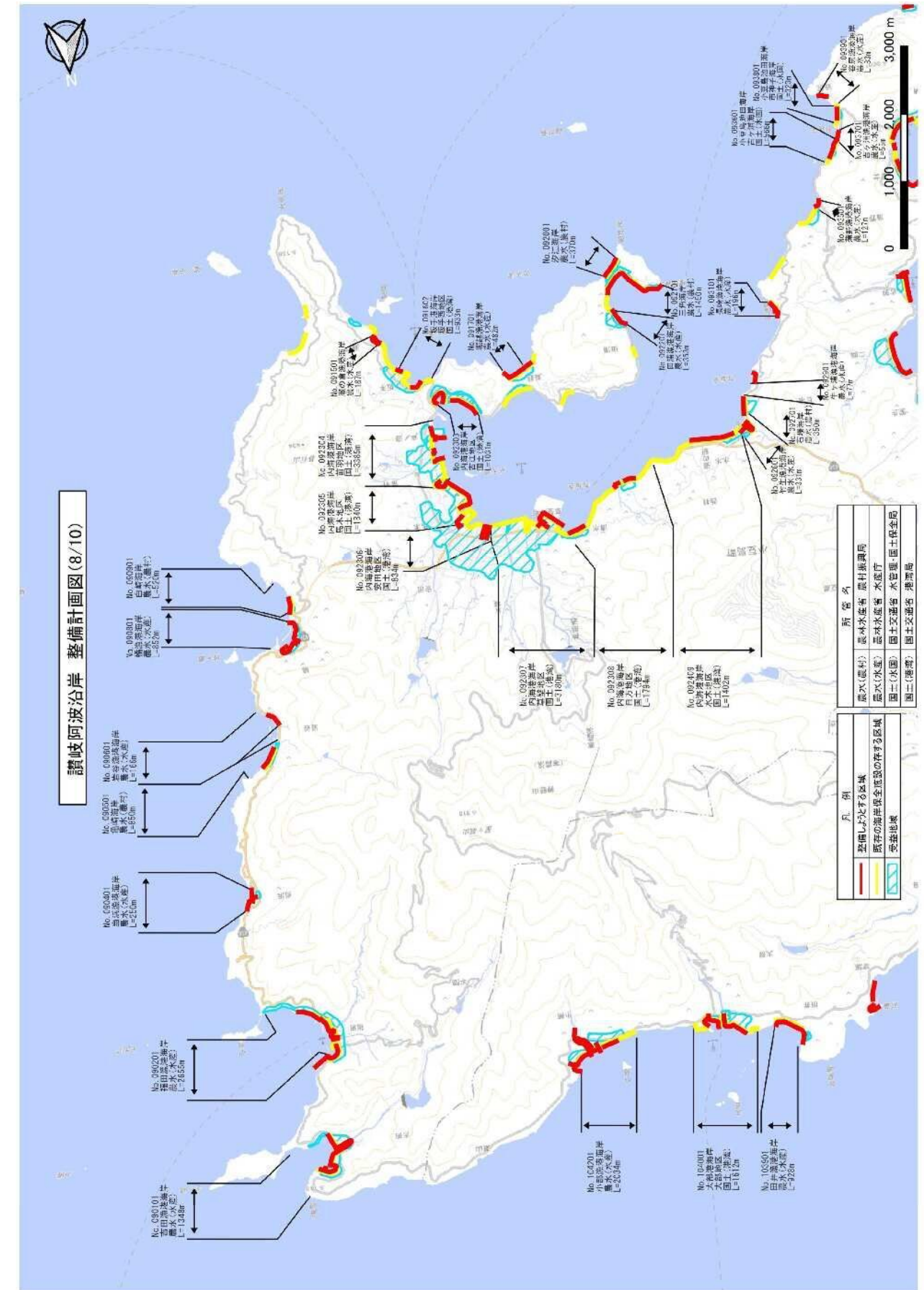
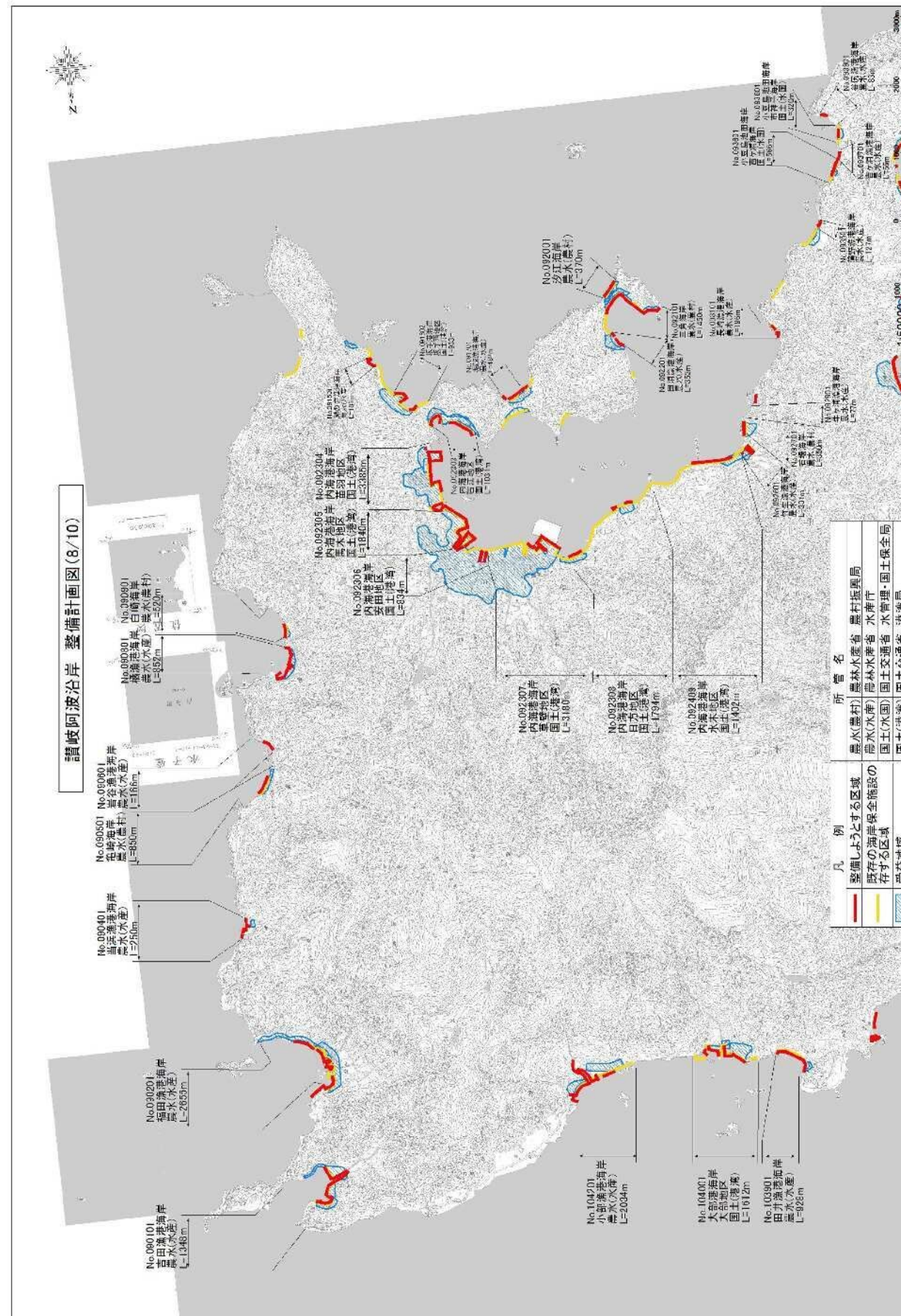


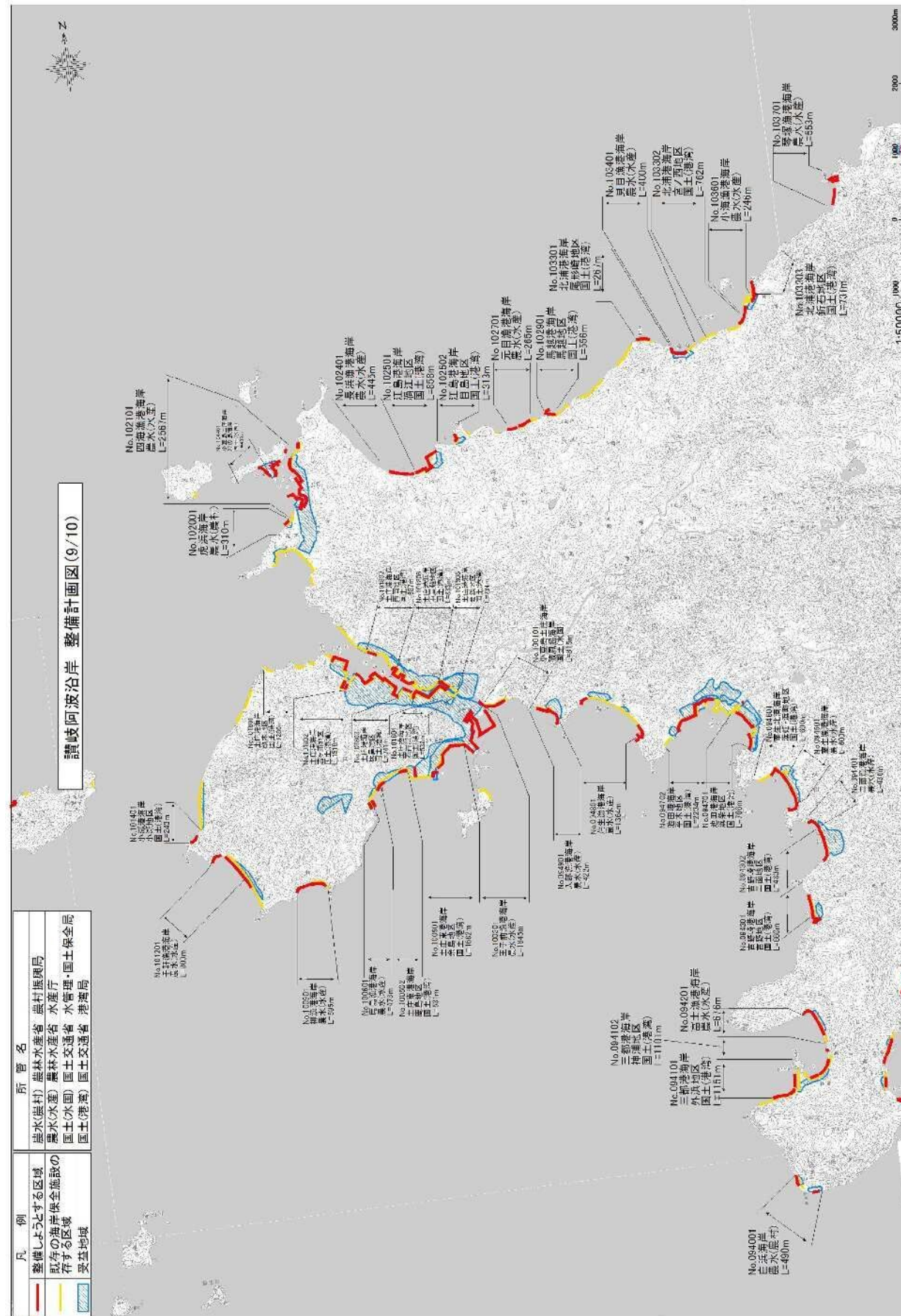


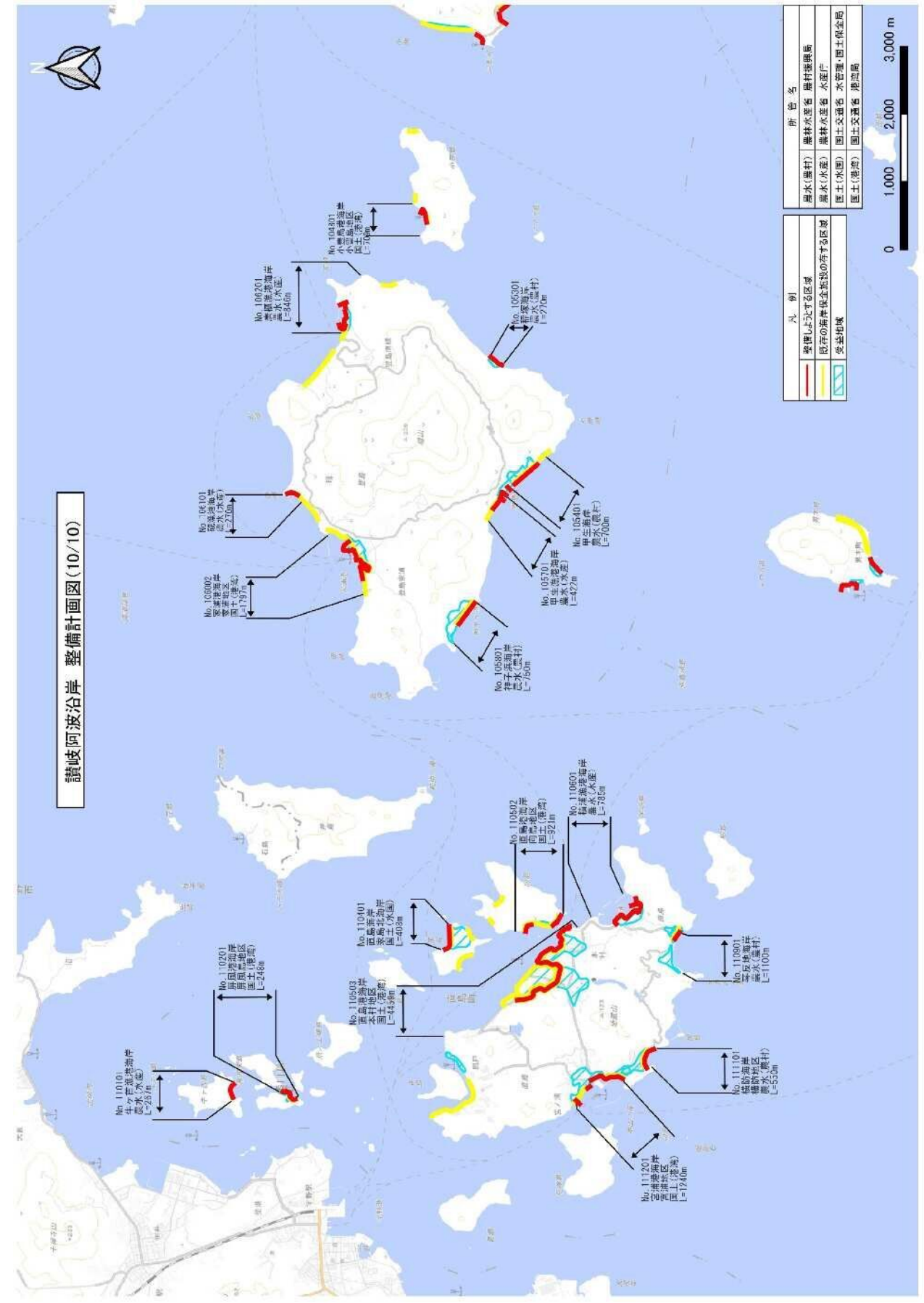
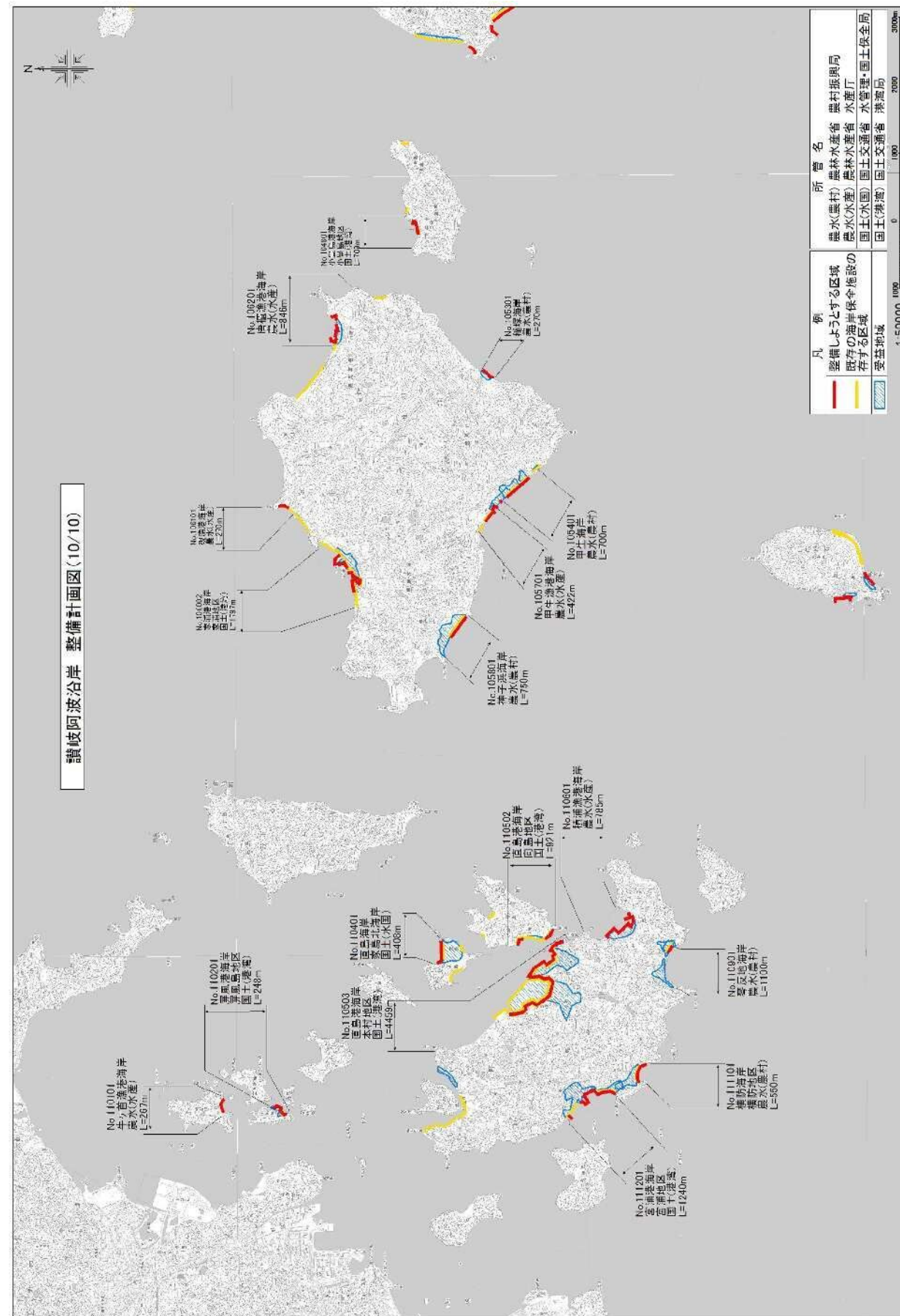






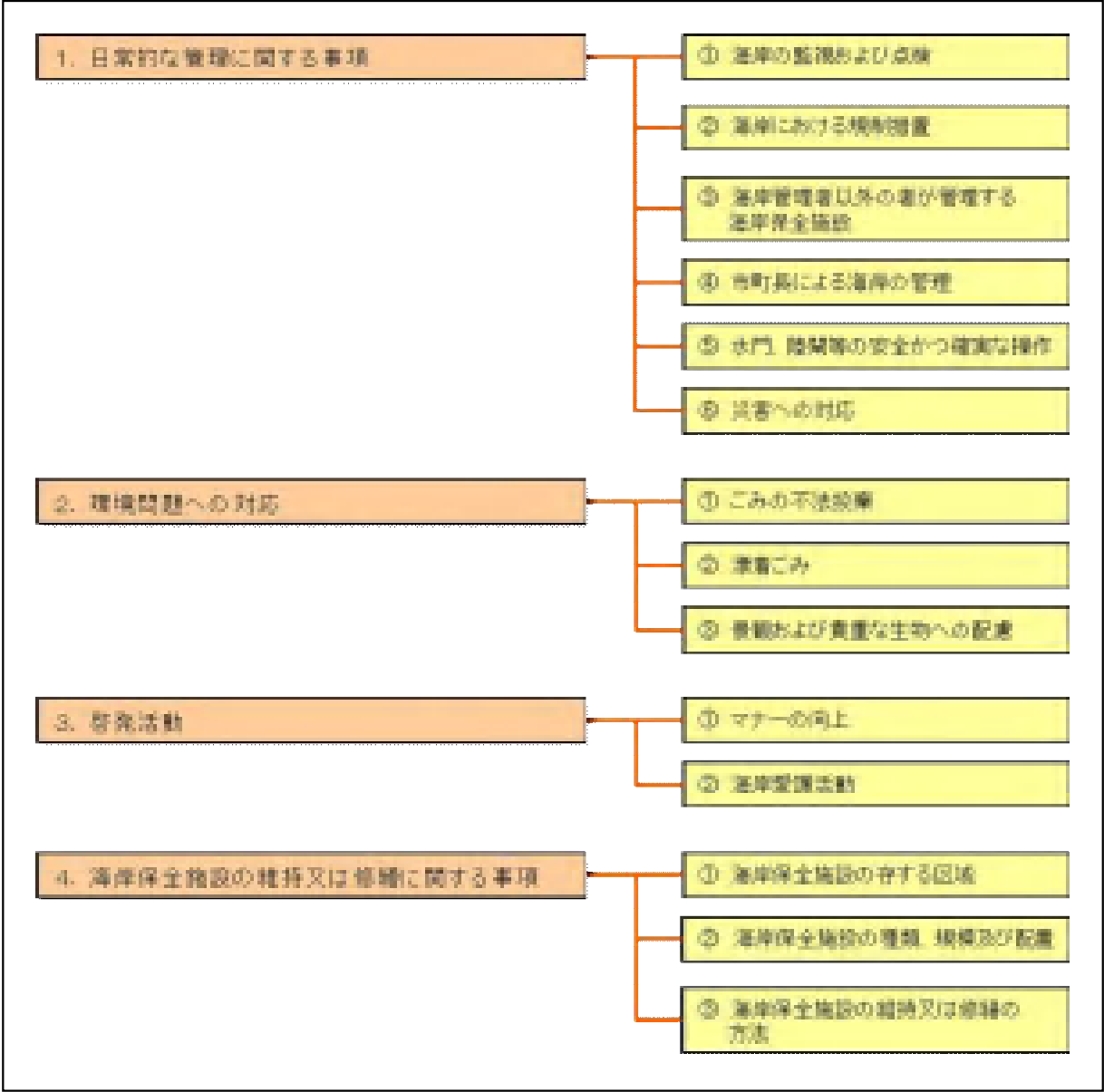






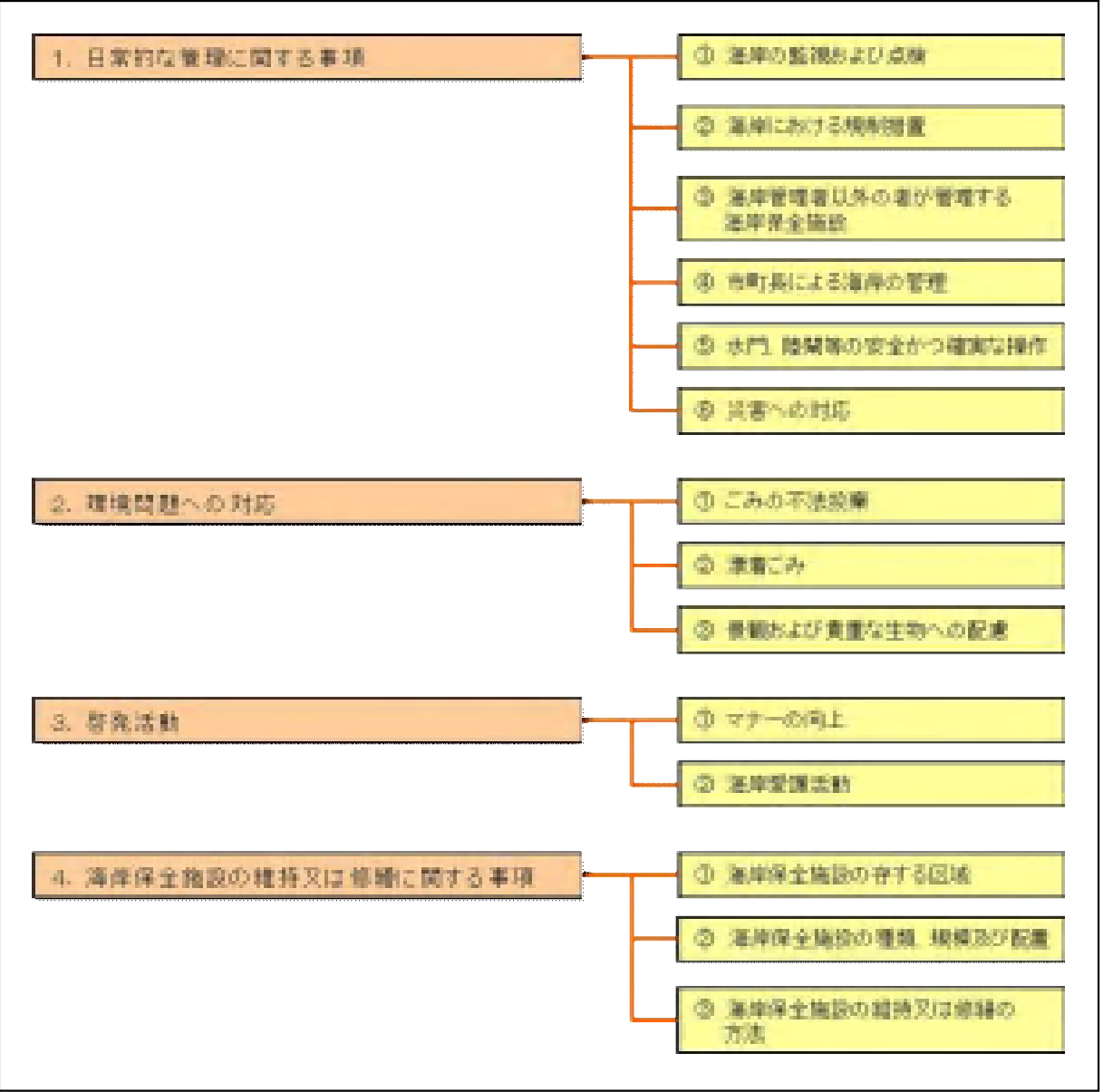
第3章 海岸の維持・管理に関する事項

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関するハード面での対応のほかに、海岸の維持・管理を適切に実行していくことも重要である。以下に海岸の維持・管理に関する対応を示す。



第3章 海岸の維持・管理に関する事項

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関するハード面での対応のほかに、海岸の維持・管理を適切に実行していくことも重要である。以下に海岸の維持・管理に関する対応を示す。



1. 日常的な管理に関する事項

① 海岸の監視および点検

海岸保全施設や利便施設はもとより、砂浜などについても定期的なパトロールを行うとともに、地域住民などからの情報提供も活用して、施設の汚損や破損等の危険箇所の発見に努め、背後地の安全と快適な海岸利用の確保を図る。

② 海岸における規制措置

海岸の占用については、海岸がすべての人に開放された財産であることから、幅広い海岸利用を阻害しないよう努めるとともに、海岸利用の利便性の向上に資するよう配慮する。

土石の採取については、海岸の侵食傾向が認められる海岸では、原則的には許可しないものとし、その他の行為についても、海岸保全に悪影響を及ぼさないよう慎重に対応することとする。海岸の状況に応じて自動車の乗り入れや土石の投棄等の規制も実施する。

なお、規制措置に違反した者に対しては、原状回復または費用の負担を求め、海岸の保全を図る。

③ 海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設

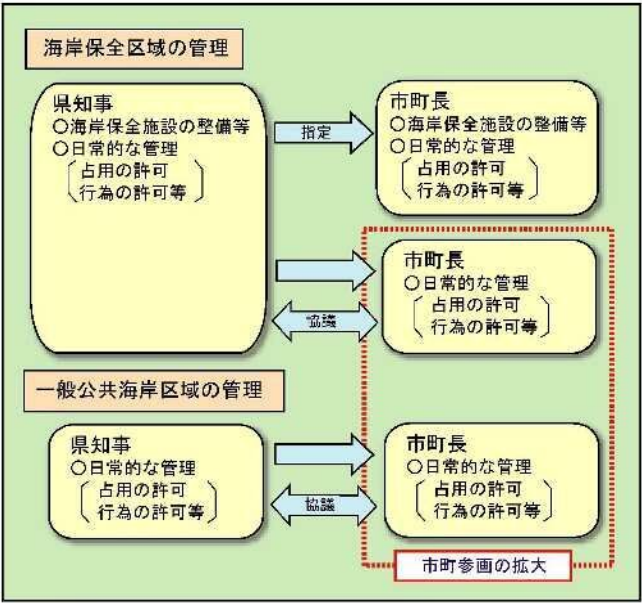
海岸の保全にあたっては、海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設が適切に管理されることも重要なことであるため、海岸保全施設を管理する海岸管理者以外の者が、適切な管理を行っているかを監督し、必要があれば改善の指導・命令などにより、海岸の保全を確保する。

④ 市町長による海岸の管理

日常的な海岸の管理は、県よりも地元住民とより密接な関係を有する市町が実施することが望ましいことから、積極的に市町が管理できるようにする。

⑤ 水門、陸閘等の安全かつ確実な操作

水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等を策定する。また、災害時には海岸



1. 日常的な管理に関する事項

① 海岸の監視および点検

海岸保全施設や利便施設はもとより、砂浜などについても定期的なパトロールを行うとともに、地域住民などからの情報提供も活用して、施設の汚損や破損等の危険箇所の発見に努め、背後地の安全と快適な海岸利用の確保を図る。

② 海岸における規制措置

海岸の占用については、海岸がすべての人に開放された財産であることから、幅広い海岸利用を阻害しないよう努めるとともに、海岸利用の利便性の向上に資するよう配慮する。

土石の採取については、海岸の侵食傾向が認められる海岸では、原則的には許可しないものとし、その他の行為についても、海岸保全に悪影響を及ぼさないよう慎重に対応することとする。海岸の状況に応じて自動車の乗り入れや土石の投棄等の規制も実施する。

なお、規制措置に違反した者に対しては、原状回復または費用の負担を求め、海岸の保全を図る。

③ 海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設

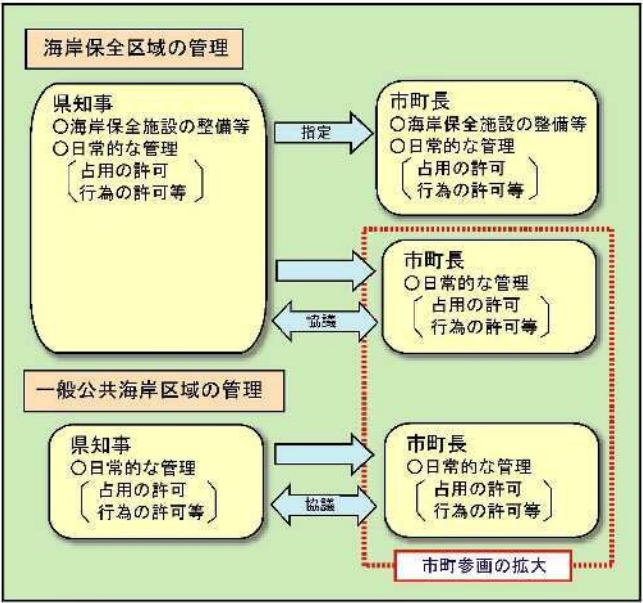
海岸の保全にあたっては、海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設が適切に管理されることも重要なことであるため、海岸保全施設を管理する海岸管理者以外の者が、適切な管理を行っているかを監督し、必要があれば改善の指導・命令などにより、海岸の保全を確保する。

④ 市町長による海岸の管理

日常的な海岸の管理は、県よりも地元住民とより密接な関係を有する市町が実施することが望ましいことから、積極的に市町が管理できるようにする。

⑤ 水門、陸閘等の安全かつ確実な操作

水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等を策定する。また、災害時には海岸



現計画	改定案
管理者による障害物の処分等の緊急措置を行う。 津波等の異常気象発生時に開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、電動化・自動化を推進する。 ⑥ 災害への対応 高潮（越波）や侵食を防止するため、着実な施設整備と適切な管理を行うとともに、高波浪時や津波などにおける避難や監視の体制を関係市町などとともに強化し、海岸背後地の住民の安全を確保する。 高波浪や津波などが発生した場合には、速やかに海岸を点検し、海岸保全施設の被災が発見された場合には、速やかな復旧を行い、安全を確保するとともに、被災時の状況や被災原因等の情報収集を行う。 また、高潮や津波等の災害に備え、海岸管理者は浸水が想定される地域について事前に把握し、浸水予測図等を作成する。加えて、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から防災意識の高揚と防災に関する知識の普及を図る。 2. 環境問題への対応 ① ごみの不法投棄 ごみの不法投棄による海岸の汚損が目立つことから、関係機関と連携してパトロールなどを行い、不法投棄を防止するとともに、不法投棄を発見した場合には、刑事告発を含め、厳正に対処する。 ② 漂着ごみ 異常出水や高波浪等により、海岸には多量のごみが漂着している。漂着ごみについては、河川管理者や河川流域の市町とも連携して対策を進めるとともに、漂着したごみの処理方法については、関係市町と県とで定めたルールにより処理を行う。また、国際的な視点も含む環境教育・ゴミを出さない啓発活動につなげる。 主に河川からの出水等によって発生した大規模漂着流木は、沿岸域における様々な活動に支障を与えることから、関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業などの国の事業の活用により、漂着流木等の処理を行う。 ③ 景観および貴重な生物等への配慮 本県の海岸（海域）は、大部分が瀬戸内海国立公園に指定されているように優れた景観や豊かな生物環境を誇っている。生物多様性の確保に向けた藻場・干潟の保全やミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点から、関係機関と連携して景観および貴重な生物の生息環境の保全に努める。 また、住民団体や「かがわ「里海」づくり協議会」等による海岸環境の保全取り組みを充実・拡大させ、環境への意識向上を図る。 1-86	管理者による障害物の処分等の緊急措置を行う。 津波等の異常気象発生時に開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、電動化・自動化・遠隔化を推進する。 ⑥ 災害への対応 高潮（越波）や侵食を防止するため、着実な施設整備と適切な管理を行うとともに、高波浪時や津波などにおける避難や監視の体制を関係市町などとともに強化し、海岸背後地の住民の安全を確保する。 高波浪や津波などが発生した場合には、速やかに海岸を点検し、海岸保全施設の被災が発見された場合には、速やかな復旧を行い、安全を確保するとともに、被災時の状況や被災原因等の情報収集を行う。 また、高潮や津波等の災害に備え、海岸管理者は浸水が想定される地域について事前に把握し、浸水予測図等を作成する。加えて、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から防災意識の高揚と防災に関する知識の普及を図る。 2. 環境問題への対応 ① ごみの不法投棄 ごみの不法投棄による海岸の汚損が目立つことから、関係機関と連携してパトロールなどを行い、不法投棄を防止するとともに、不法投棄を発見した場合には、刑事告発を含め、厳正に対処する。 ② 漂着ごみ 異常出水や高波浪等により、海岸には多量のごみが漂着している。漂着ごみについては、河川管理者や河川流域の市町とも連携して対策を進めるとともに、漂着したごみの処理方法については、関係市町と県とで定めたルールにより処理を行う。また、国際的な視点も含む環境教育・ゴミを出さない啓発活動につなげる。 主に河川からの出水等によって発生した大規模漂着流木は、沿岸域における様々な活動に支障を与えることから、関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業などの国の事業の活用により、漂着流木等の処理を行う。 ③ 景観および貴重な生物等への配慮 本県の海岸（海域）は、大部分が瀬戸内海国立公園に指定されているように優れた景観や豊かな生物環境を誇っている。生物多様性の確保に向けた藻場・干潟の保全やミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点から、関係機関と連携して景観および貴重な生物の生息環境の保全に努める。気候変動による沿岸環境の変化に関する知見を海岸保全施設の整備及び自然環境の保全・復元施策に反映させることに努める。 1-90

現計画	改定案
3. 啓発活動 ① マナーの向上 ごみ問題をはじめとして、人々のマナーの向上により解決・改善できる問題は数多いことから、マナーの向上を図るための啓発活動などを行うとともに、向上が図られない場合には、規制の強化も検討する。 ② 海岸愛護活動 海岸の保全の重要性に鑑み、地域活動や、ボランティア活動を支援し、学校などとも連携して海岸愛護思想の普及に努める。 海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定する。海岸協力団体の活動を支援するため、海岸法上の許可手続を簡素化するとともに、海岸管理者等が情報提供、助言等を行う。 1-87	また、住民団体や「かがわ「里海」づくり協議会」等による海岸環境の保全取り組みを充実・拡大させ、環境への意識向上を図る。 3. 啓発活動 ① マナーの向上 ごみ問題をはじめとして、人々のマナーの向上により解決・改善できる問題は数多いことから、マナーの向上を図るための啓発活動などを行うとともに、向上が図られない場合には、規制の強化も検討する。 ② 海岸愛護活動 海岸の保全の重要性に鑑み、地域活動や、ボランティア活動を支援し、学校などとも連携して海岸愛護思想の普及に努める。 海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定する。海岸協力団体の活動を支援するため、海岸法上の許可手続を簡素化するとともに、海岸管理者等が情報提供、助言等を行う。 1-91

現計画	改定案
4. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 定期的な巡視または点検によって施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕の措置を講じ、海岸保全施設の機能維持を図る。 今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計画を策定して維持及び修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。 ①海岸保全施設の存する区域 施設の機能を維持しようとする海岸保全施設の存する区域を、海岸保全施設整理表及び海岸保全施設現況図に示す。 ②海岸保全施設の種類、規模及び配置 海岸保全施設の種類、規模及び配置について、海岸保全施設整理表の現況施設概要の欄に示す。 ③海岸保全施設の維持又は修繕の方法 各海岸について、地域特性や海岸保全施設の種類、構造等をもとに維持又は修繕の基本的な考え方を立案し、海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。 1-88	4. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 定期的な巡視または点検によって施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕の措置を講じ、海岸保全施設の機能維持を図る。 今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計画を策定して維持及び修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。 ①海岸保全施設の存する区域 施設の機能を維持しようとする海岸保全施設の存する区域を、海岸保全施設整理表及び海岸保全施設現況図に示す。 ②海岸保全施設の種類、規模及び配置 海岸保全施設の種類、規模及び配置について、海岸保全施設整理表の現況施設概要の欄に示す。 ③海岸保全施設の維持又は修繕の方法 各海岸について、地域特性や海岸保全施設の種類、構造等をもとに維持又は修繕の基本的な考え方を立案し、海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。 1-92

海峽保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）

[illegible]

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）（2/9）

(3/9)

[illegible]

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）（3/9）

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）

ゾーン名		市町名	NO.	海岸名	地区名	管	管理者	緊急時対応 要員配置 (人)	整備・開発 海岸 岸	整備・開発 項目 (内容)	海岸環境 の劣化防止 (海岸法)	現況施設概要 土地造成 (種類、規模等)	維持又は修繕の方法
中部・近畿圏	坂田・丸亀	坂田市	04 0413	坂田・瀬尾海岸	地区1	国土(津波)	坂田市	371	○	C	C	防波堤直堤 海岸 371m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	坂田市	04 0501	御所川・瀬尾海岸	—	農水(水害)	坂田市	1,331	○	C	C	防波堤直堤 海岸 974m、物置場等 470m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	坂田市	04 0601	坂田・丸亀海岸	—	農水(水害)	坂田市	933	○	C	C	防波堤直堤 海岸 454m、物置場等 370m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	坂田市	04 0701	西瀬川・瀬尾海岸	—	農水(水害)	坂田市	1,124	○	C	C	防波堤直堤 海岸 317m、物置場等 765m、突堤 13m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	坂田市	04 0801	坂田・丸亀海岸	沙弥海岸	国土(水辺)	伊予川町	415	A	A	環境保全 海岸 330m、副岸堤 220m、突堤 70m、滑道 10.2m、陸上2基	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。	
	坂田・丸亀	坂田市	04 0901	西瀬川海岸	—	農水(農林)	伊予川町	510	A	C	環境保全 海岸 454m、物置場等 370m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。	
	坂田・丸亀	坂田市	04 1101	岩倉海岸	—	農水(農林)	坂田市	380	A	C	環境保全 海岸 226m、陸上1基	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。	
	坂田・丸亀	坂田市	04 1201	瀬川・瀬尾海岸	—	農水(水害)	坂田市	294	○	C	C	防波堤直堤 海岸 533m、物置場等 61m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	坂田市	04 1301	与志海岸	地区9	国土(津波)	坂田市	521	○	C	C	防波堤直堤 海岸 521m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	坂田市	04 1302	与志海岸	地区10	国土(津波)	坂田市	238	○	C	C	防波堤直堤 海岸 293m、物置場等 137m、突堤 17m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
中国・四国圏	坂田・丸亀	坂田市	04 1303	与志海岸	地区11	国土(津波)	坂田市	248	○	C	C	防波堤直堤 海岸 293m、物置場等 151m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	坂田市	04 1304	与志海岸	地区6	国土(津波)	坂田市	999	○	C	C	防波堤直堤 海岸 999m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	坂田市	04 1305	与志海岸	地区7	国土(津波)	坂田市	848	○	C	C	防波堤直堤 海岸 398m、物置場等 450m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	坂田市	04 1306	与志海岸	地区17	国土(津波)	坂田市	766	○	C	C	防波堤直堤 海岸 706m、物置場等 60m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	宇多津町	05 0101	宇多津海岸	吉田海岸	国土(水辺)	伊予川町	781	○	C	C	防波堤直堤 海岸 780.5m、防波堤 125m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	宇多津町	05 0201	宇多津海岸	—	農水(水害)	宇多津町	795	○	C	C	防波堤直堤 海岸 378.8m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	宇多津町	05 0301	宇多津海岸	北瀬海岸	国土(津波)	伊予川町	866	○	B	B	環境保全 海岸 716m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	宇多津町	05 0302	宇多津海岸	宇多津海岸	国土(津波)	伊予川町	2,725	○	B	A	利用促進 海岸 2,725m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 0101	宇多津海岸	土器地区	国土(津波)	伊予川町	2,169	○	B	B	環境保全 海岸 1,989.5m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 0201	丸亀海岸	重土地区	国土(津波)	伊予川町	5,129	○	C	C	防波堤直堤 海岸 2,066.5m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
九州・沖縄圏	坂田・丸亀	丸亀市	06 0202	丸亀海岸	重土地区	国土(津波)	伊予川町	6,456	○	B	B	環境保全 海岸 6,456m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 0203	丸亀海岸	昭和地区	国土(津波)	丸亀市	4,431	○	B	B	環境保全 海岸 730m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市・多津町	06 0301	丸亀多津海岸	中津瀬海岸	国土(水辺)	伊予川町	1,722	○	B	A	利用促進 海岸 1,571.7m、突堤 115m、陸上2基、滑道 3.85t、5m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 0401	向島海岸	—	農水(農林)	伊予川町	323	○	A	C	環境保全 海岸 350m、副岸堤 130m、突堤 140m、陸上2基、滑道 150m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 0501	向島南海岸	—	農水(農林)	伊予川町	776	○	A	C	環境保全 海岸 776m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 0601	向島北海岸	—	農水(水害)	伊予川町	507	○	C	C	防波堤直堤 海岸 744m、胸壁 4m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 0701	本郷海岸	港その1	国土(津波)	丸亀市	774	○	C	C	防波堤直堤 海岸 616m (内、埋蔵210m)、突堤 218.5m、滑道 62	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 0702	本郷海岸	港その2	国土(津波)	丸亀市	1,704	○	C	C	防波堤直堤 海岸 1,704m、胸壁 12m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 0703	本郷海岸	港その3	国土(津波)	丸亀市	1,385	○	C	C	防波堤直堤 海岸 180m、胸壁 12m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 0901	生ノ浜海岸	活辺地区	国土(津波)	丸亀市	571	○	C	B	防波堤直堤 海岸 571m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
北海道・東北圏	坂田・丸亀	丸亀市	06 1001	本丸亀海岸	生ノ浜海岸	国土(水辺)	伊予川町	350	○	C	B	防波堤直堤 海岸 550m、副岸堤 308m、突堤 140m、陸上2基、滑道 6基	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 1101	本丸亀海岸	原浜海岸	国土(水辺)	伊予川町	524	○	C	C	防波堤直堤 海岸 524m、副岸堤 110m、突堤 140m、陸上2基、滑道 3基	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 1201	本丸亀海岸	福田海岸	国土(水辺)	伊予川町	350	○	C	C	防波堤直堤 海岸 350m、副岸堤 180m、突堤 99m、陸上2基、滑道 234m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 1301	福田海岸	活辺地区	農水(水害)	丸亀市	373	○	C	C	防波堤直堤 海岸 108.7m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 1401	大津海岸	活辺地区	国土(津波)	丸亀市	1,489	○	C	C	防波堤直堤 海岸 490m、堤防 90m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 1501	扇島海岸	—	農水(農林)	伊予川町	620	○	A	A	環境保全 海岸 445m、堤防 40m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 1601	笠倉西の瀬海岸	—	農水(農林)	丸亀市	52	○	A	B	環境保全 海岸 78m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 1701	笠倉海岸	—	農水(農林)	伊予川町	552	○	A	B	環境保全 海岸 104m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 1801	笠倉東海岸	—	農水(水害)	丸亀市	436	○	A	B	環境保全 海岸 302.2m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	坂田・丸亀	丸亀市	06 1901	新宮海岸	活辺地区	国土(津波)	丸亀市	600	○	C	B	防波堤直堤 海岸 102m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
坂田・丸亀	丸亀市	06 2001	新宮海岸	活辺地区	国土(津波)	丸亀市	629	○	C	B	防波堤直堤 海岸 78m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。	
坂田・丸亀	丸亀市	06 2101	牛島海岸	—	農水(農林)	伊予川町	513	○	A	C	環境保全 海岸 133.8m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。	

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）（4/9）

[illegible]

(5/9)

ソート名	No.	海岸名	地区名	所	管理者	関係自治体 区域区分	整備対象 海岸		整備計画 利用面	整備上の 配慮項目	現状施設概要 (種類、規模等)	維持又は修繕の方法
							砂浜	防波堤				
花岡崎・堤防施設	06 2201	小瀬浦海岸	港地区	国土(津波)	丸亀市	572	0	C	C	防波堤	堤岸 176m、堤防 67m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 2301	祖瀬海岸	—	農水(漁村)	香川県	210	A	C	C	環境優先	堤岸 319m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 2401	広東東海岸	—	農水(漁村)	香川県	1,675	A	C	C	環境優先	堤岸 315.5m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 2501	福瀬海岸	—	農水(漁村)	香川県	460	A	C	C	環境優先	堤岸 451m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 2501	江戸瀬海岸	港その1	国土(津波)	丸亀市	1,130	0	C	C	防波堤	堤岸 339m、堤防 89m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 2602	江戸瀬海岸	港その2	国土(津波)	丸亀市	1,007	0	C	C	防波堤	堤防 120m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 2701	江良東海岸	甲路海岸	農水(水田)	香川県	1,012	0	C	C	防波堤	堤岸 385.4m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 2801	甲路東海岸	—	農水(水田)	丸亀市	459	0	C	C	防波堤	堤岸 385.4m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 2901	村瀬海岸	中井地区	国土(津波)	丸亀市	765	0	C	C	防波堤	堤岸 344.4m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 2902	村瀬海岸	村木地区	国土(津波)	丸亀市	760	0	C	C	防波堤	堤岸 754m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 3101	茂瀬海岸	—	農水(水田)	丸亀市	578	0	C	C	防波堤	堤岸 363m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 3201	茂瀬海岸	—	農水(水田)	香川県	515	0	C	C	防波堤	—	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 3301	江ノ口海岸	—	農水(漁村)	丸亀市	167	0	A	C	環境優先	—	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 3401	早瀬海岸	港地区	国土(津波)	丸亀市	794	0	C	C	防波堤	堤岸 556m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 3501	手瀬海岸	—	農水(漁村)	丸亀市	160	0	C	C	防波堤	—	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 3601	手瀬海岸	—	国土(津波)	香川県	510	0	C	C	防波堤	堤岸 510m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 3701	小島瀬海岸	—	農水(水田)	丸亀市	742.1m	0	C	C	防波堤	堤岸 742.1m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	06 3801	小島瀬海岸	—	農水(漁村)	香川県	849	0	C	C	防波堤	—	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	07 0101	多度津海岸	多度津地区	国土(津波)	多度津町	3,740	0	B	B	環境配慮	堤岸 1142m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	07 0102	多度津海岸	多度津地区	国土(津波)	多度津町	5,408	0	B	B	環境配慮	堤岸 2243m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	07 0201	東白津海岸	東白津地区	農水(水田)	多度津町	458	0	B	B	環境配慮	堤防 458m、堤岸 285.2m、堤防 75m、堤防 111m、堤防 4m、防波堤 75m、堤防 3m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	07 0301	多度津海岸	—	農水(水田)	多度津町	505	0	B	B	環境配慮	堤岸 587.4m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	07 0401	多度津海岸	西白方海岸	国土(水田)	香川県	588	0	C	B	利用促進	堤岸 388m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	07 0601	見立海岸	港地区	国土(津波)	多度津町	1,414	0	B	A	利用促進	堤岸 339m、堤防 553m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	07 0701	高良足海岸	—	農水(漁村)	香川県	705	0	A	B	環境優先	堤岸 989m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	07 0801	高良足海岸	浜ノ瀬地区	国土(津波)	多度津町	3,262	0	A	B	環境優先	堤岸 3017m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	07 1001	佐瀬海岸	本瀬・長瀬地区	農水(水田)	香川県	3,420	0	A	B	環境優先	堤岸 1421m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	07 1101	長瀬海岸	—	農水(漁村)	香川県	1,474	0	A	B	環境優先	堤防 290m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	07 1201	佐瀬海岸	長瀬海岸	国土(水田)	香川県	280	0	A	B	環境優先	—	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 0101	大正海岸	—	農水(漁村)	香川県	780	0	B	B	環境配慮	堤岸 813.2m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 0201	祖瀬海岸	水出地区	国土(津波)	香川県	3,637	0	C	B	環境配慮	堤岸 3637.2m、堤防 20m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 0302	花岡崎海岸	桂田地区	国土(津波)	香川県	5,768	0	B	B	環境配慮	堤岸 5768m、堤防 13m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 0303	花岡崎海岸	底田地区	国土(津波)	香川県	4,124	0	B	B	環境配慮	堤岸 4124m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 0304	花岡崎海岸	高谷地区	国土(津波)	香川県	1,851	0	C	C	防波堤	堤岸 1851m、堤防 13m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 0305	花岡崎海岸	春田地区	国土(津波)	香川県	3,166	0	B	A	利用促進	堤岸 3166m、堤防 13m、堤防 13m、堤防 13m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 0401	花岡崎海岸	横瀬海岸	国土(津波)	三豊市	773	0	B	A	利用促進	堤岸 206.1m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 0501	花岡崎海岸	—	国土(津波)	三豊市	1,215	0	B	B	環境配慮	堤岸 90m、堤防 785m、堤防 20m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 0601	花岡崎海岸	花越海岸	国土(水田)	香川県	1,213	0	B	B	環境配慮	堤岸 90m、堤防 785m、堤防 20m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 0801	花岡崎海岸	備前海岸	国土(水田)	香川県	487	0	C	B	環境配慮	堤防 273.5m、堤防 90m、堤防 33m、水門 1基	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 0901	備前海岸	—	農水(水田)	三豊市	448	0	C	C	防波堤	堤岸 311.4m	利用促進や自然環境の保全を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 1001	備前海岸	—	農水(漁村)	三豊市	123	0	B	B	環境配慮	堤岸 108m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 1101	備前海岸	—	農水(漁村)	香川県	466	0	B	B	環境配慮	堤岸 250m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
花岡崎・堤防施設	08 1201	花岡崎海岸	備前海岸	国土(水田)	香川県	1,539	0	B	B	環境配慮	堤岸 444.5m、堤防 614m、堤防 74m、堤防 93m、水門 1基	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用を図るため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。

(5/9)

[illegible]

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）

ゾーン名	市町名	NO.	海岸名	地区名	管	管理者	関係団体 (a)	整備対象 施設 備	整備項目 施設	海岸線 の方位 (度(°))	現況施設概要 (種類、規模等)	維持又は修繕の方法	
市町単独地区	小豆島町	09 2305	小豆島町 小豆島町	馬木地区	国土地理院	香川県	1,840	○	B	B	防波堤	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動・港湾などの利用が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。	
	小豆島町	09 2306	小豆島町 小豆島町	安田地区	国土地理院	香川県	834	○	C	C	防波堤	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。	
	小豆島町	09 2307	小豆島町 小豆島町	安田地区	国土地理院	香川県	3,190	○	C	C	C	防波堤	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 2308	小豆島町 小豆島町	日方地区	国土地理院	香川県	1,794	○	B	B	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 2400	小豆島町 小豆島町	水木地区	国土地理院	香川県	1,402	○	B	A	A	利用促進	環境保全や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 2501	小豆島町 小豆島町	水木地区	国土地理院	香川県	850	○	B	B	C	防波堤	環境保全や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 2601	小豆島町 小豆島町	水木地区	国土地理院	香川県	331	○	C	B	B	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 2701	小豆島町 小豆島町	石瀬地区	国土地理院	香川県	350	○	C	B	B	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 2801	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	112	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 2901	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	77	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 3001	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	859	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 3101	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	130	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 3201	小豆島町 小豆島町	小瀬地区	国土地理院	香川県	346	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 3301	小豆島町 小豆島町	小瀬地区	国土地理院	香川県	190	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 3401	小豆島町 小豆島町	神田地区	国土地理院	香川県	280	○	C	B	B	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 3501	小豆島町 小豆島町	神田地区	国土地理院	香川県	127	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 3601	小豆島町 小豆島町	吉ヶ瀬地区	国土地理院	香川県	566	○	B	B	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 3701	小豆島町 小豆島町	吉ヶ瀬地区	国土地理院	香川県	55	○	C	B	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 3801	小豆島町 小豆島町	神田地区	国土地理院	香川県	320	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 3901	小豆島町 小豆島町	神田地区	国土地理院	香川県	88	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
市町単独地区	小豆島町	09 4001	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	490	○	A	A	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。	
	小豆島町	09 4101	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	1,151	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 4201	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	534	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 4301	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	585	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 4401	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	457	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 4501	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	261	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 4601	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	218	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 4701	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	303	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 4801	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	896	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 4901	小豆島町 小豆島町	白崎地区	国土地理院	香川県	714	○	B	A	利用促進	環境保全や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。	
	小豆島町	09 4702	小豆島町 小豆島町	平木地区	国土地理院	香川県	2,234	○	B	B	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。	
	小豆島町	09 4801	小豆島町 小豆島町	入部地区	国土地理院	香川県	3,424	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	小豆島町	09 4901	小豆島町 小豆島町	入部地区	国土地理院	香川県	533.5m	○	C	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。
	土庄町	10 0101	小豆島町・土庄町	破砥敷海岸	国土地理院	香川県	815	○	A	B	防波堤	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 0201	小豆島町・土庄町	大高干海岸	国土地理院	香川県	290	○	B	B	環境配慮	環境保全や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 0301	土庄市瀬田海岸	—	国土地理院	土庄町	1,845	○	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 0401	土庄市瀬田海岸	—	国土地理院	香川県	415	○	B	B	環境配慮	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 0501	土庄市東海岸	余島地区	国土地理院	香川県	1,892	○	B	B	防波堤	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動・港湾などの利用が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 0502	土庄市東海岸	鹿島地区	国土地理院	香川県	531	○	B	A	利用促進	環境保全や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 0601	小豆島町・土庄町	鹿島海岸	—	国土地理院	土庄町	478	○	C	C	防波堤	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。
土庄町	10 0701	土庄市原海岸	—	国土地理院	土庄町	150	○	C	C	防波堤	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。		
土庄町	10 0801	土庄市新海岸	—	国土地理院	土庄町	256	○	C	C	防波堤	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。		
土庄町	10 0901	小豆島町・土庄町	小豆島(水)海岸	—	国土地理院	土庄町	505m	○	C	C	防波堤	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境図と利用計画に配慮した施設の維持管理に努める。	
土庄町	10 1001	土庄市瀬田海岸	—	国土地理院	土庄町	300	○	C	C	防波堤	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。		

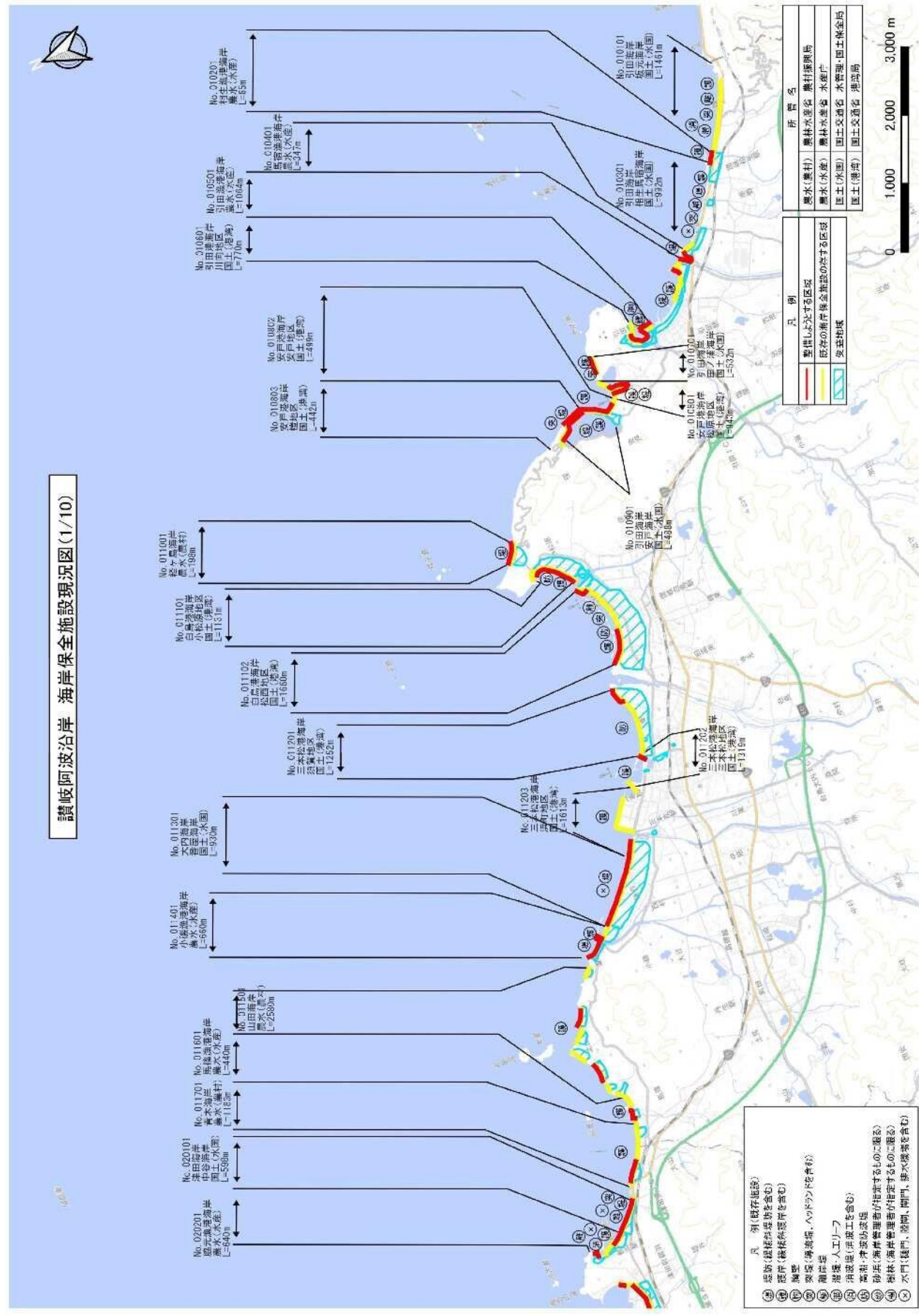
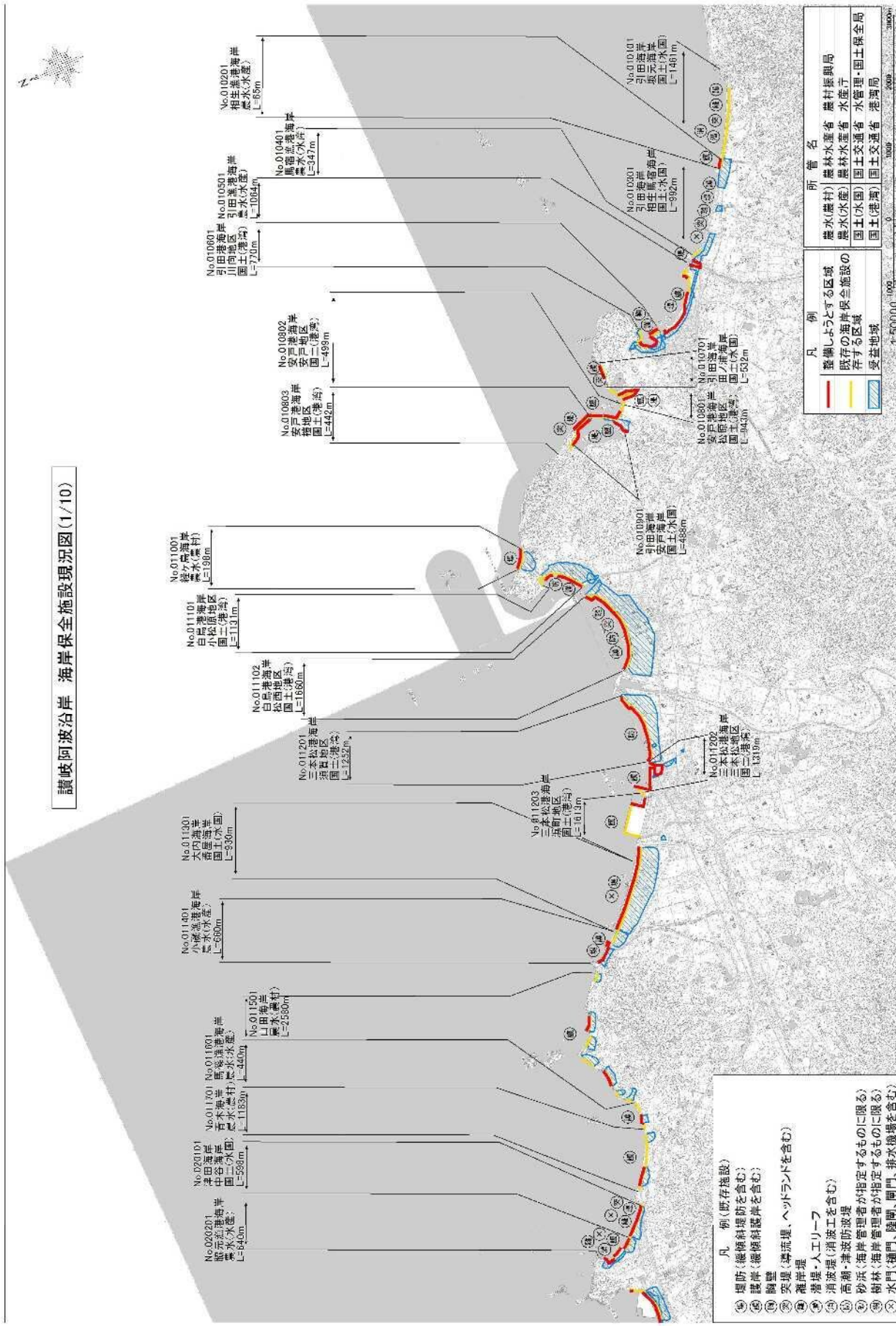
毎岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）（7/9）

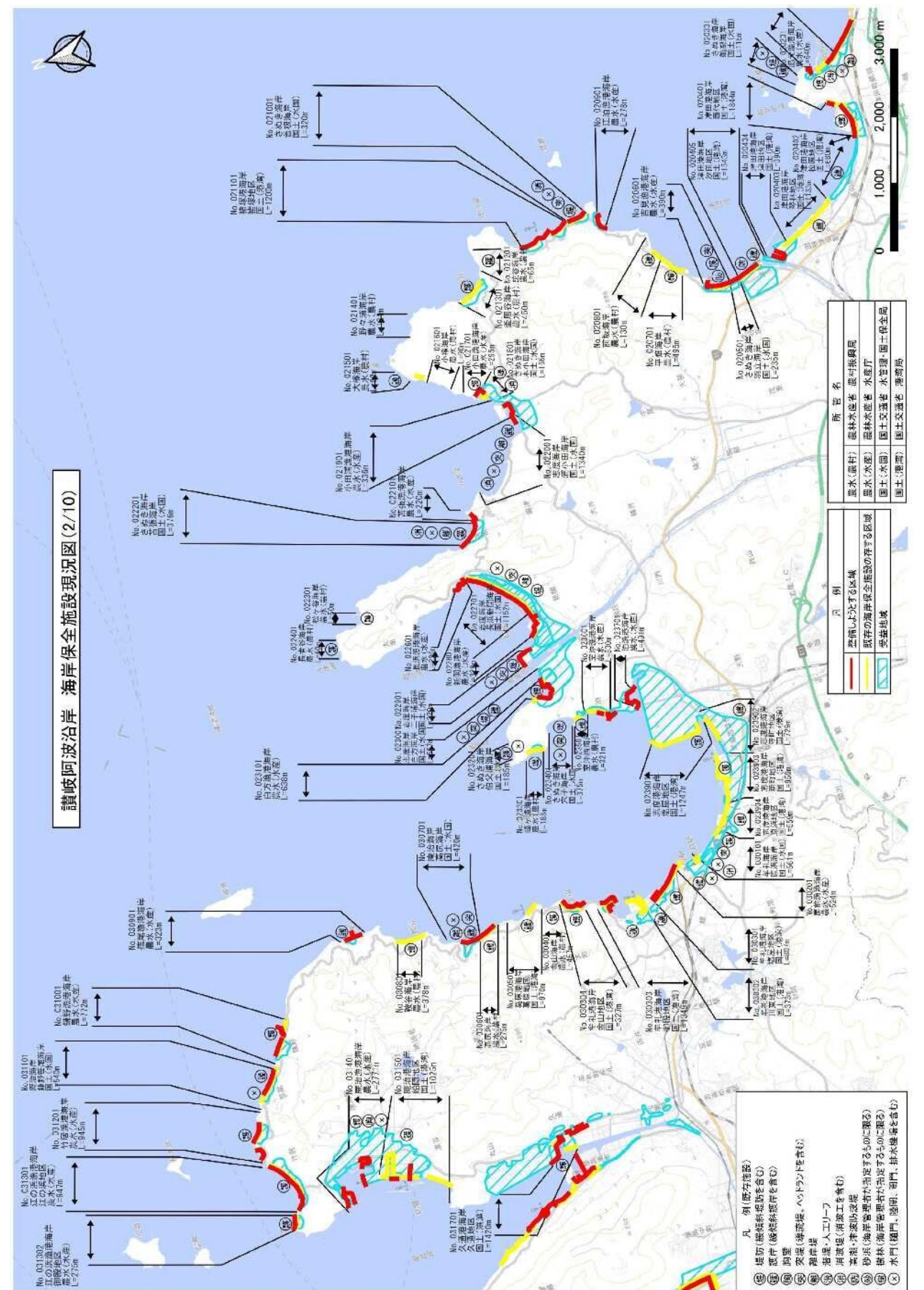
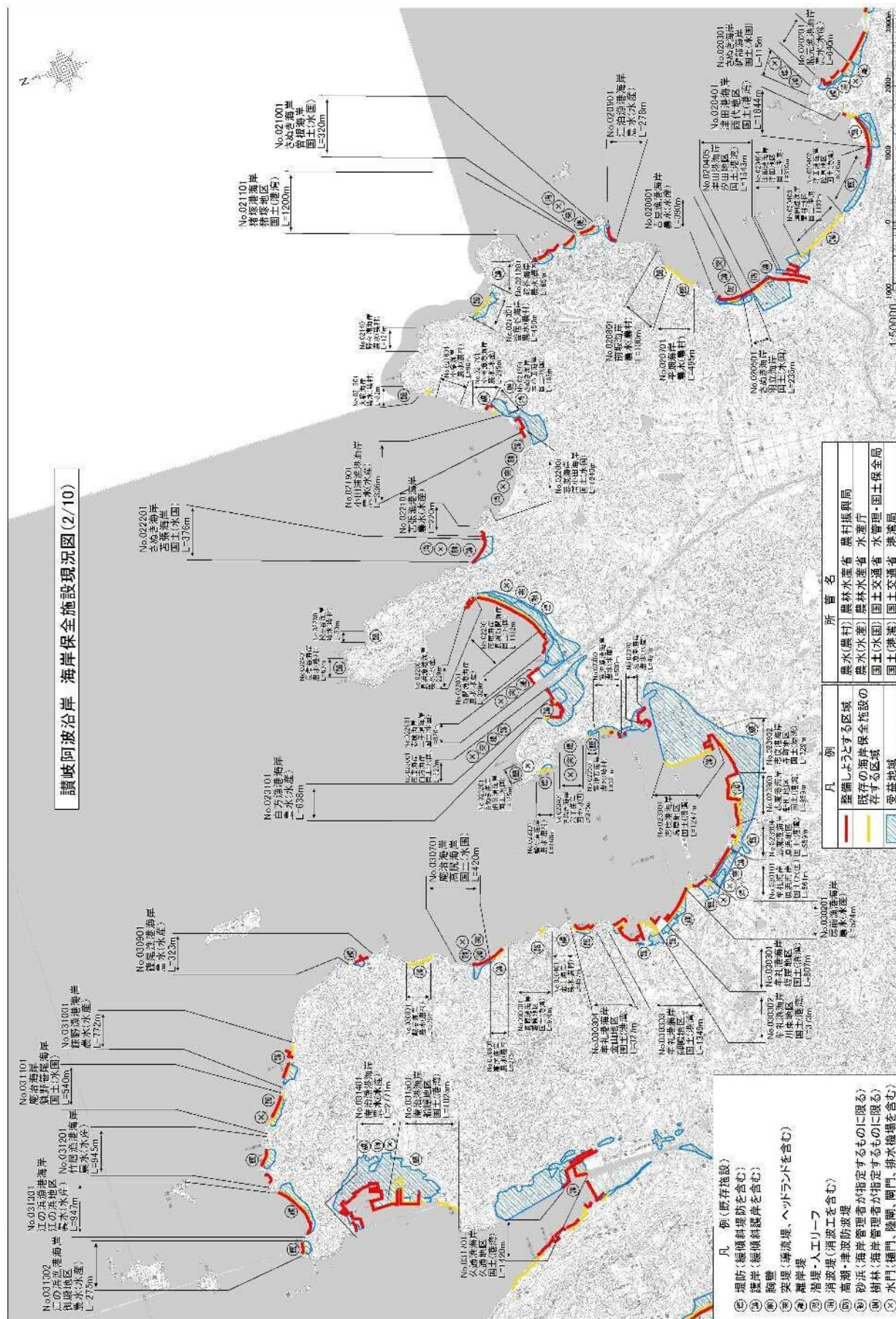
No.	市町村名	海岸名	地区名	所 管	管理者	監視対象区域延長		監視対象海岸	整備上の 方向性	整備上の 方向性	現況施設概要 (種類、規模等)	維持又は修繕の方法
						(m)	面積(㎡)					
								整備上の 方向性				
野田郡野田地区												
09 2205	小豆島町	内海港海岸	海太地区	国土(海側)	香川県	1,840	—	B	C	防波堤	海岸 147.7m、けい船岸 780m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や観光などの利用が共存している地域であり、環境と利用の促進に努める。
09 2206	小豆島町	内海港海岸	安田地区	国土(海側)	香川県	834	○	C	防波堤	海岸 326m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 2207	小豆島町	内海港海岸	望加地区	国土(海側)	香川県	3,180	○	C	防波堤	海岸 131.3m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 2208	小豆島町	内海港海岸	日分地区	国土(海側)	香川県	1,794	—	B	A	環境配慮	海岸 111.8m、けい船岸 76m、防波(防沖堤)25m、けい船岸 76m	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境と利用の促進に努める。
09 2209	小豆島町	内海港海岸	水太地区	国土(海側)	香川県	1,402	—	B	A	利用促進	海岸 118.5m、けい船岸 35m、船渠 18.3m	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境と利用の促進に努める。
09 2601	小豆島町	竹生漁港海岸	—	漁水(水産)	小豆島町	850	—	B	C	防波堤	海岸 262.8m、突堤 50.8m、船中 5基、消波工 82m	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境と利用の促進に努める。
09 2701	小豆島町	石島海岸	—	漁水(水産)	香川県	331	○	B	防波堤	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。	
09 2801	小豆島町	牛ヶ瀬海岸	香島海岸	漁水(水産)	香川県	350	○	B	環境配慮	海岸 70m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境と利用の促進に努める。	
09 2901	小豆島町	牛ヶ瀬海岸	—	漁水(水産)	小豆島町	112	○	C	防波堤	海岸 42.9m	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境と利用の促進に努める。	
09 3001	小豆島町	牛ヶ瀬海岸	—	漁水(水産)	香川県	859	—	C	防波堤	—	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境と利用の促進に努める。	
09 3101	小豆島町	長崎海岸	小瀬海岸	漁水(水産)	小豆島町	196	○	C	防波堤	海岸 130m	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境と利用の促進に努める。	
09 3201	小豆島町	小豆島漁港海岸	小瀬海岸	国土(水国)	香川県	340	○	C	防波堤	海岸 151m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 3301	小豆島町	小豆島漁港海岸	中田海岸	国土(水国)	香川県	273	○	C	防波堤	海岸 329m、津波側 4m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 3401	小豆島町	小豆島漁港海岸	岩分海岸	国土(水国)	香川県	566	○	C	環境配慮	海岸 280m、津波側 161m、陸側 1m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 3501	小豆島町	小豆島漁港海岸	—	漁水(水産)	小豆島町	127	○	C	防波堤	海岸 202.2m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 3601	小豆島町	小豆島漁港海岸	宮分海岸	国土(水国)	香川県	566	○	C	環境配慮	海岸 566m、津波側 259m、陸側 2m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 3701	小豆島町	宮分海岸	宮分海岸	国土(水国)	香川県	55	○	C	環境配慮	海岸 248.6m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 3801	小豆島町	小豆島漁港海岸	宮分海岸	国土(水国)	香川県	320	○	C	環境配慮	海岸 283m、津波側 100m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 3901	小豆島町	谷尻海岸	宮分海岸	漁水(水産)	小豆島町	83	○	C	防波堤	海岸 132.1m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 4001	小豆島町	白浜海岸	—	漁水(水産)	香川県	490	○	A	環境配慮	海岸 388.4m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 4101	小豆島町	三都港海岸	外島地区	国土(海側)	小豆島町	1,131	○	C	防波堤	海岸 334.3m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 4201	小豆島町	三都港海岸	神洲地区	国土(海側)	小豆島町	660	○	C	防波堤	海岸 356m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 4301	小豆島町	吉野海岸	吉野地区	国土(海側)	小豆島町	483	○	C	防波堤	海岸 347.4m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 4302	小豆島町	吉野海岸	吉野海岸	国土(海側)	小豆島町	483	○	C	防波堤	海岸 381.4m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 4401	小豆島町	二面漁港海岸	—	漁水(水産)	小豆島町	436	○	C	防波堤	海岸 218.7m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 4501	小豆島町	紫生漁港海岸	—	漁水(水産)	小豆島町	600	○	C	防波堤	海岸 303m	利用促進で自然環境の保全対策を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
09 4601	小豆島町	紫生北海岸	浜田・浜田海岸	国土(海側)	小豆島町	690	○	C	防波堤	海岸 396m、突堤 50.8m、船中 5基、消波工 82m	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境と利用の促進に努める。	
09 4701	小豆島町	池田海岸	池田地区	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	利用促進	海岸 118.5m、けい船岸 35m、船渠 18.3m	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境と利用の促進に努める。
09 4801	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A	環境配慮	海岸 224.5m	レクリエーション面での観光利用や観光客の増加など、環境と利用の促進に努める。
09 4901	小豆島町	池田海岸	池田海岸	国土(海側)	香川県	766	○	B	A			

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）

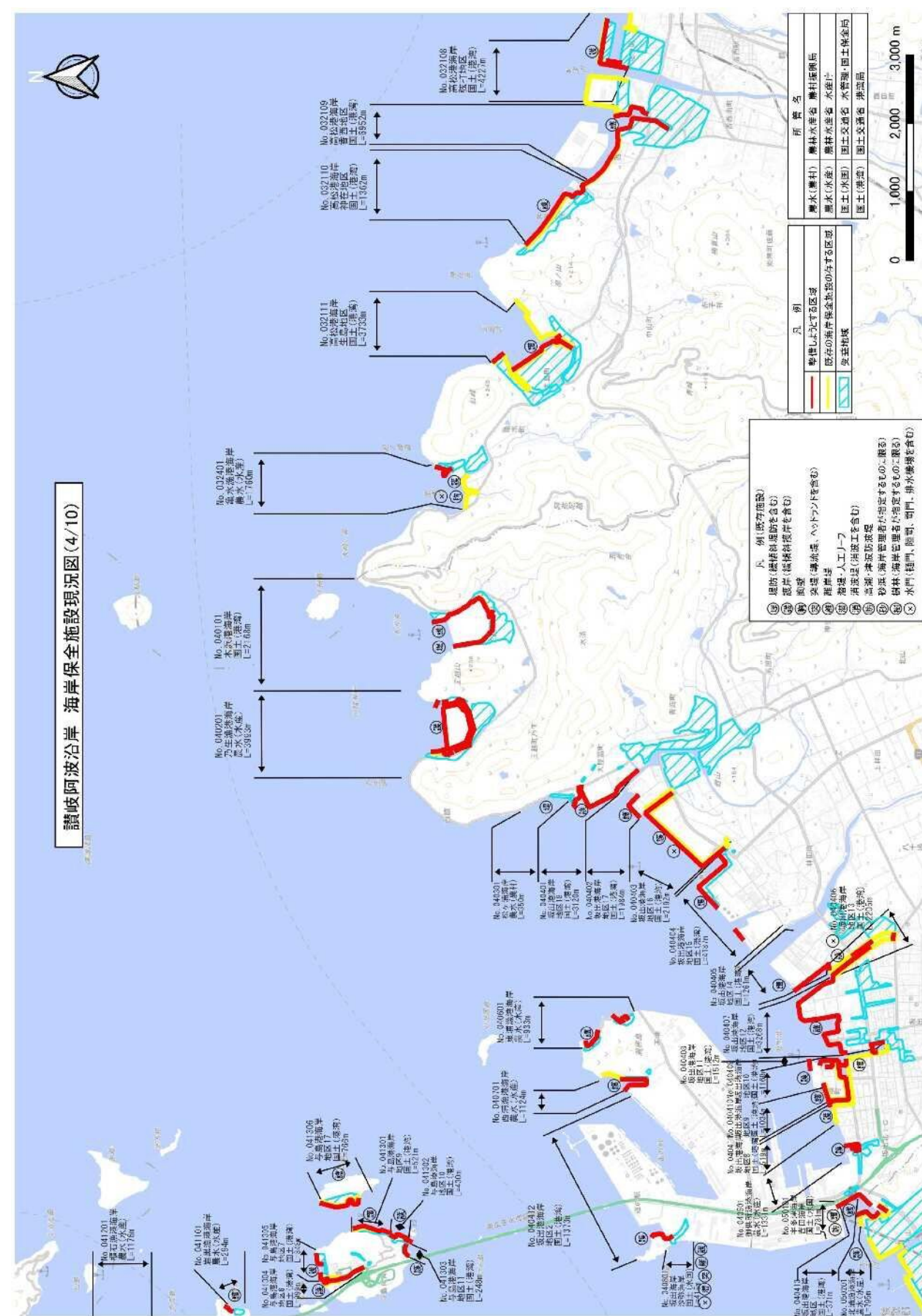
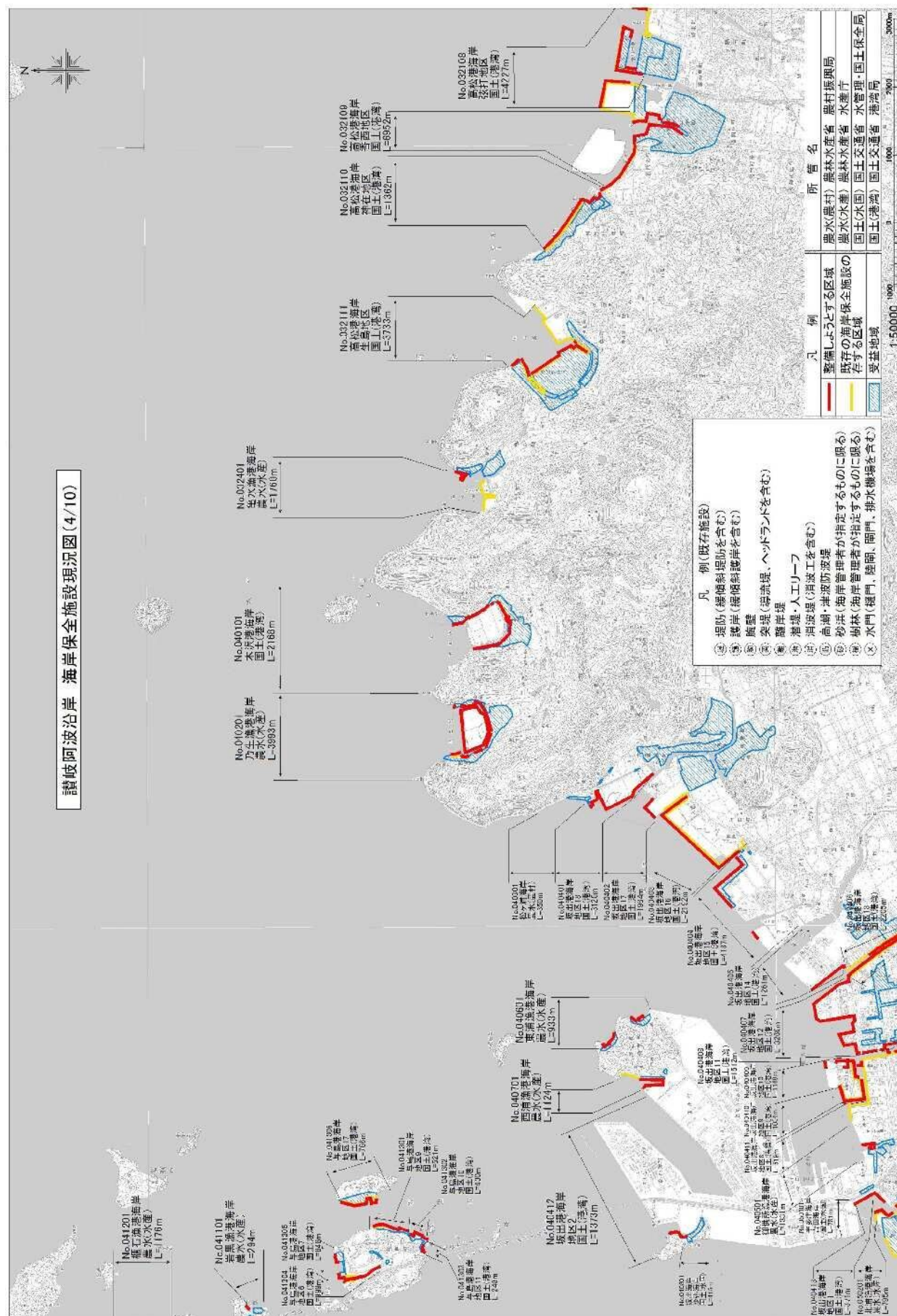
ゾーン名	市町名	No.	海岸名	地区名	所	管理者	重要文化財 地区延長 (m)		監視海岸 延長	整備項目 環境面	整備上の 留意事項 (海岸ゾーン)	現況施設概要 (種類、規模等)	維持又は修繕の方法		
							整備項目 環境面	整備項目 利用面							
東部海岸地区	土庄町	10 1101	小豆島・土庄海岸	千利海岸	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	1,116	—	—	C	C	防波重堤	海岸 983.3m、東護岸堤 28m、西護 213.3m、陸こう 19 m、木門 1区	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 1201	千利漁港海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	800	—	—	C	C	防波重堤	海岸 550m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 1301	小豆島・土庄海岸	戸形海岸	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	240	—	—	C	C	防波重堤	海岸 128.6m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 1401	小瀬海岸	小瀬地区	加土(赤良)・土庄町	加土(赤良)・土庄町	243	—	—	C	C	防波重堤	海岸 120m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 1501	小豆島・土庄海岸	小瀬海岸	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	920	—	—	C	C	防波重堤	海岸 920m、突堤 70m、滑堤 580m、陸こう 10基	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 1601	小豆島・土庄海岸	—	黒木(赤良)・香川帆	黒木(赤良)・香川帆	560	—	—	C	C	防波重堤	堤防 448.4m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 1701	土庄海岸	—	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	880	—	—	C	C	防波重堤	—	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 1801	土庄海岸	峽々地区	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	1,200	—	—	C	C	防波重堤	海岸 1200m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 1802	土庄海岸	苔々地区	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	1,518	—	—	C	C	防波重堤	海岸 998m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 1803	土庄海岸	荻々地区	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	741	—	—	C	C	防波重堤	海岸 310m	土質砂礫の融結や各散策の増進利用が可能な地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 1804	土庄海岸	西古庄地区	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	532	—	—	C	A	利用促進	海岸 346m	土質砂礫の融結や各散策での海岸利用が可能な地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 1805	土庄海岸	要部地区	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	234	—	—	C	B	A	利用促進	海岸 304m	土質砂礫の融結や各散策での海岸利用が可能な地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
	土庄町	10 1806	土庄海岸	中盤敷地区	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	833	—	—	C	C	防波重堤	海岸 394.3m	土質砂礫の融結や各散策での海岸利用が可能な地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 1807	土庄海岸	西地区	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	687	—	—	C	B	C	防波重堤	海岸 934m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの利用が共有している地域であり、環境面と利用面とに配慮した施設の維持管理に努める。
	土庄町	10 1808	土庄海岸	大谷地区	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	691	—	—	C	C	C	防波重堤	海岸 340m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
	土庄町	10 1809	土庄海岸	越奈地区	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	112	—	—	C	C	C	防波重堤	海岸 210m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
	土庄町	10 1810	土庄海岸	新開地区	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	958	—	—	C	C	C	防波重堤	海岸 182m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
	土庄町	10 2001	小豆島・土庄海岸	馬場海岸	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	575	—	—	C	C	C	防波重堤	海岸 451m、陸こう 4基、消波工 2.0m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
	土庄町	10 2003	鹿島海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	310	—	—	C	C	B	防波重堤	海岸 360m	レクリエーションでの海岸利用があるもの、利用促進や自然環境との特別な配慮を必要とし、環境面と利用面とに配慮した施設の維持管理に努める。
	土庄町	10 2101	鹿島漁港海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	2,567	—	—	C	C	C	防波重堤	海岸 1706.7m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
土庄町	10 2201	小江海岸	—	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	350	—	—	C	C	C	防波重堤	—	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
中部海岸地区	土庄町	10 2301	小豆島・土庄海岸	内祐海岸	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	465	—	—	C	C	防波重堤	海岸 399.3m、海岸堤 241.6m、突堤 13m、陸こう 2基	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 2401	長島漁港海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	445	—	—	C	C	C	防波重堤	海岸 197m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
	土庄町	10 2501	江島海岸	満江地区	加土(赤良)・土庄町	加土(赤良)・土庄町	858	—	—	C	C	防波重堤	海岸 724m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 2502	江島海岸	目島地区	加土(赤良)・土庄町	加土(赤良)・土庄町	313	—	—	C	C	防波重堤	海岸 114m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 2601	日島海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	80	—	—	C	C	防波重堤	海岸 60m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 2701	元日島海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	205	—	—	C	C	防波重堤	海岸 256m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 2801	元日島海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	510	—	—	C	C	防波重堤	海岸 510m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 2901	島崎海岸	島崎地区	加土(赤良)・土庄町	加土(赤良)・土庄町	556	—	—	C	C	防波重堤	海岸 626m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 3001	コシノク海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	200	—	—	C	C	防波重堤	海岸 200m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 3101	歌ヶ上海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	150	—	—	C	C	防波重堤	海岸 150m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 3201	梅の谷海岸	—	黒木(赤良)・香川帆	黒木(赤良)・香川帆	330	—	—	C	C	防波重堤	堤防 246m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 3301	北瀬海岸	尾形海岸地区	加土(赤良)・土庄町	加土(赤良)・土庄町	287	—	—	C	C	防波重堤	海岸 636m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 3302	北瀬海岸	宮ノ原地区	加土(赤良)・土庄町	加土(赤良)・土庄町	782	—	—	C	C	防波重堤	海岸 701m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 3401	夏目島海岸	—	加土(赤良)・土庄町	加土(赤良)・土庄町	721	—	—	C	C	防波重堤	海岸 449.3m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 3501	見島漁港海岸	新石地区	加土(赤良)・土庄町	加土(赤良)・土庄町	400	—	—	C	C	防波重堤	海岸 520m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 3601	小瀬漁港海岸	女屋古海岸	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	809	—	—	C	C	防波重堤	海岸 747.4m、滑堤堤 40.3m、消波工 246m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 3701	霧島漁港海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	236	—	—	C	C	防波重堤	海岸 129m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 3801	小豆島・土庄海岸	妙見海岸	加土(赤良)・香川帆	加土(赤良)・香川帆	335	—	—	C	C	防波重堤	海岸 344.1m、突堤 30m、陸こう 2基	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 3901	山井漁港海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	928	—	—	C	C	防波重堤	海岸 688m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。	
	土庄町	10 4001	大瀬海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	1,412	—	—	C	B	防波重堤	—	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの利用が共有している地域であり、環境面と利用面とに配慮した施設の維持管理に努める。	
土庄町	10 4101	小豆島・土庄海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	70	—	—	C	C	防波重堤	海岸 70m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。		
土庄町	10 4201	小江海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	2,034	—	—	C	C	防波重堤	海岸 1886.2m	利用促進や自然環境の保全対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。		
土庄町	10 4301	千坂海岸	—	黒木(赤良)・土庄町	黒木(赤良)・土庄町	100	—	—	A	C	環境優先	—	土質砂礫の融結や各散策での海岸利用が可能な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。		

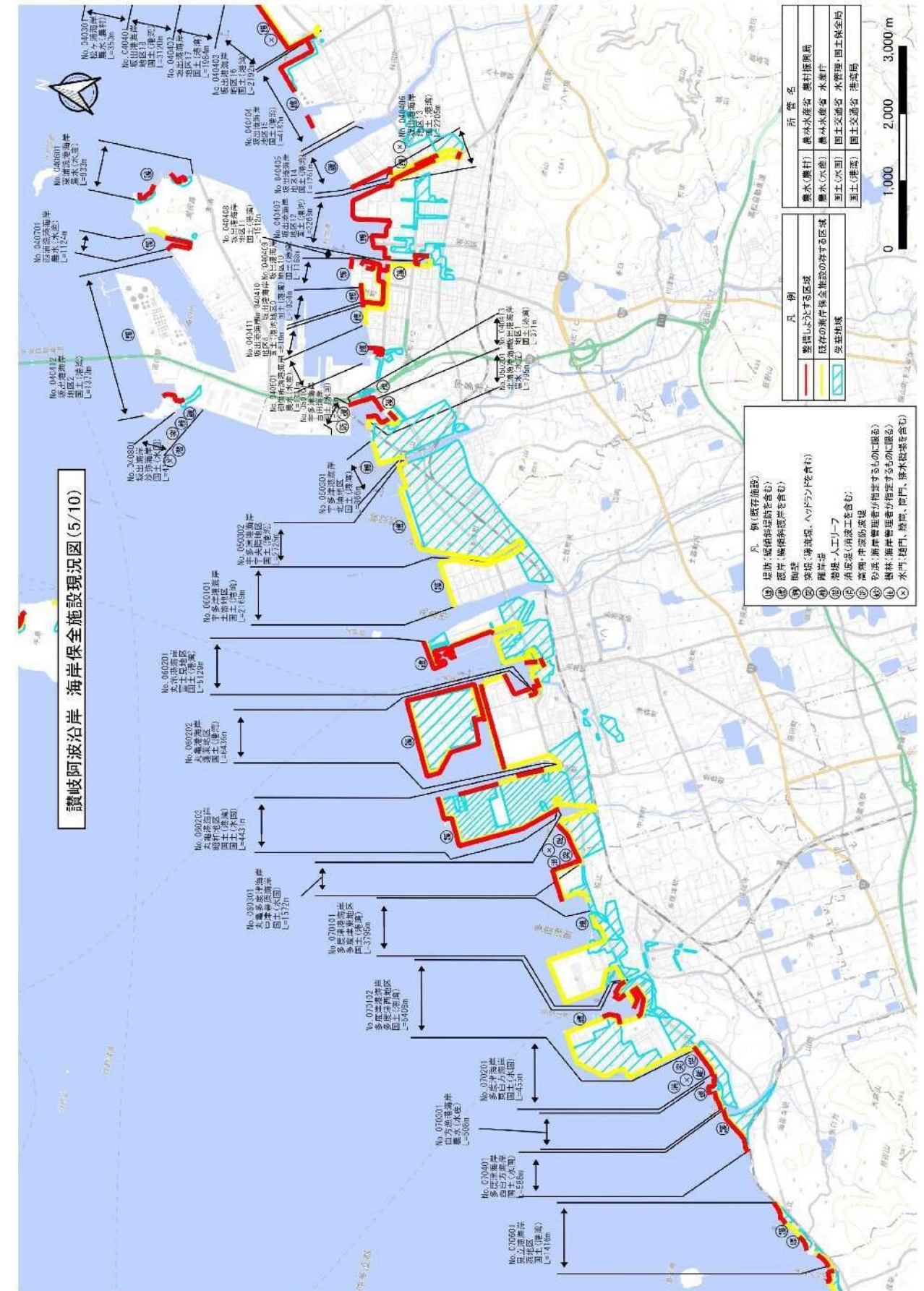
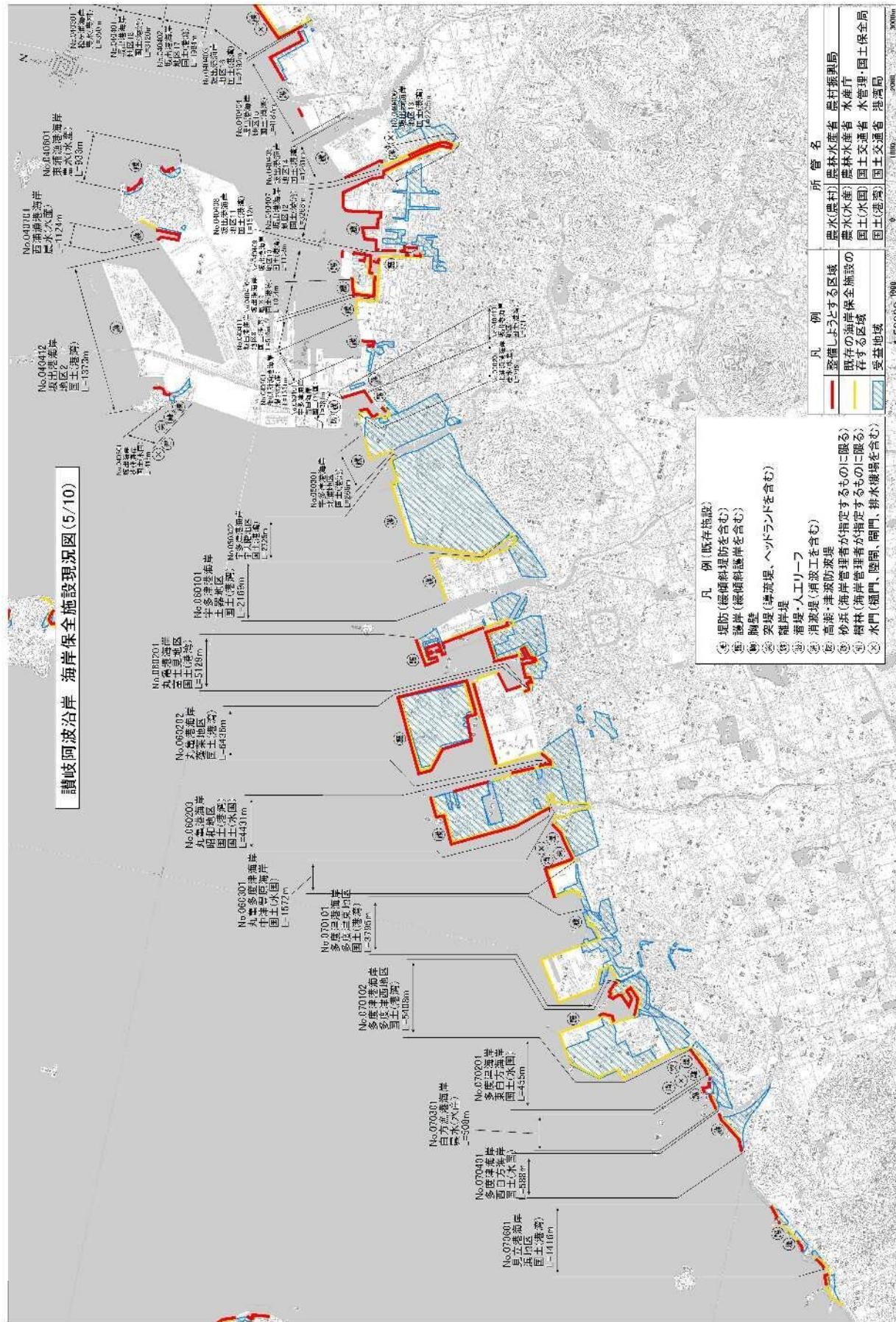
海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）（8/9）

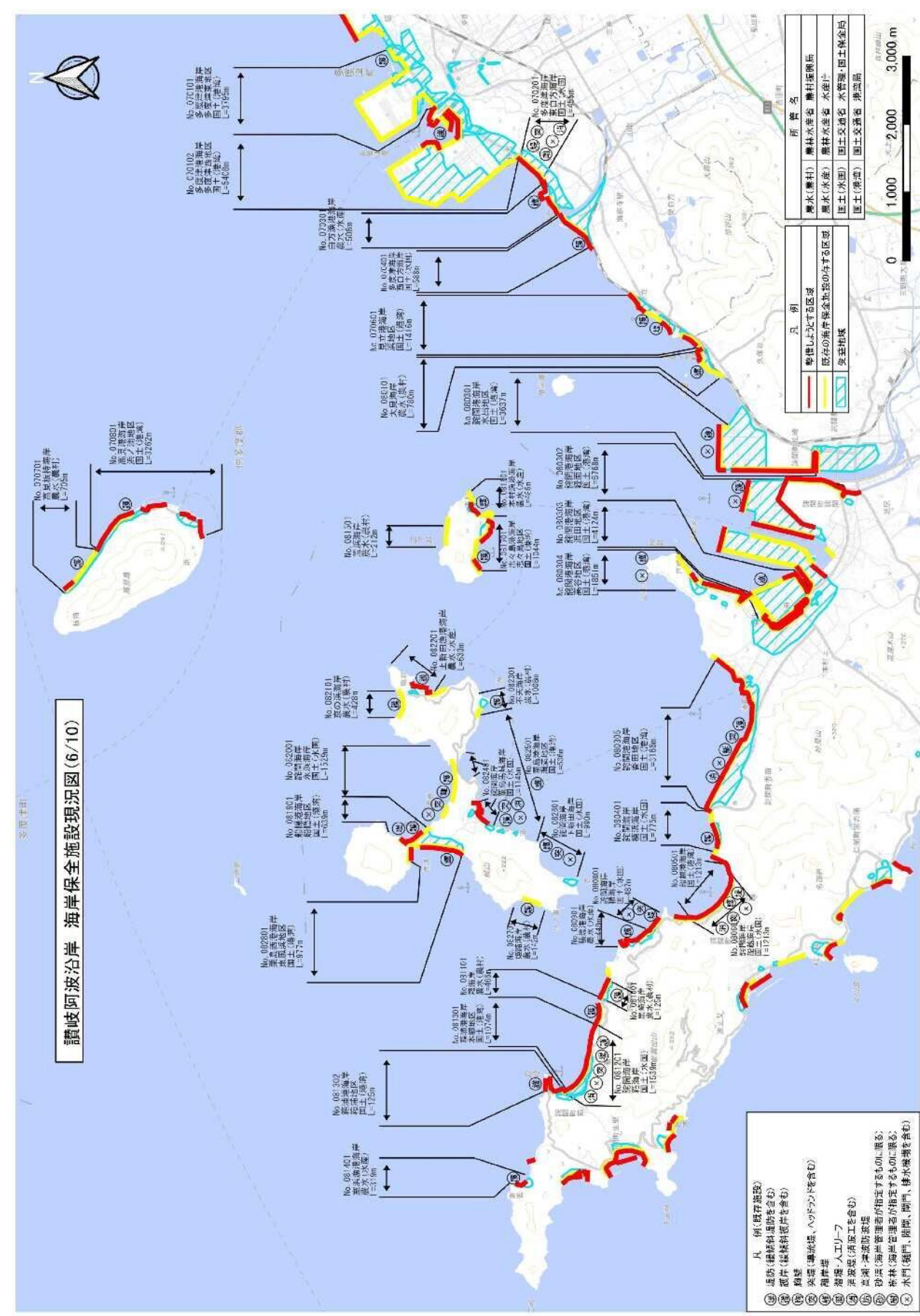
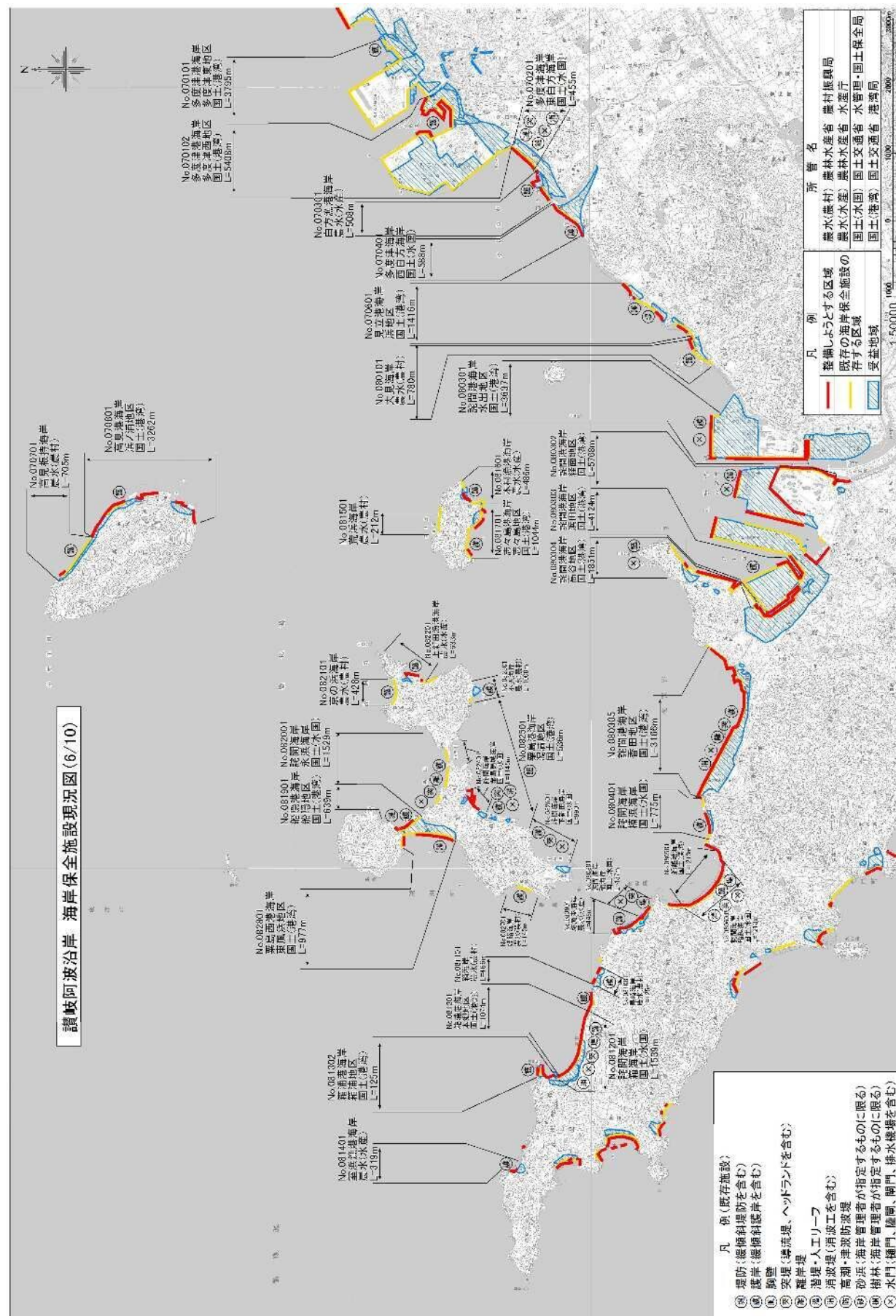


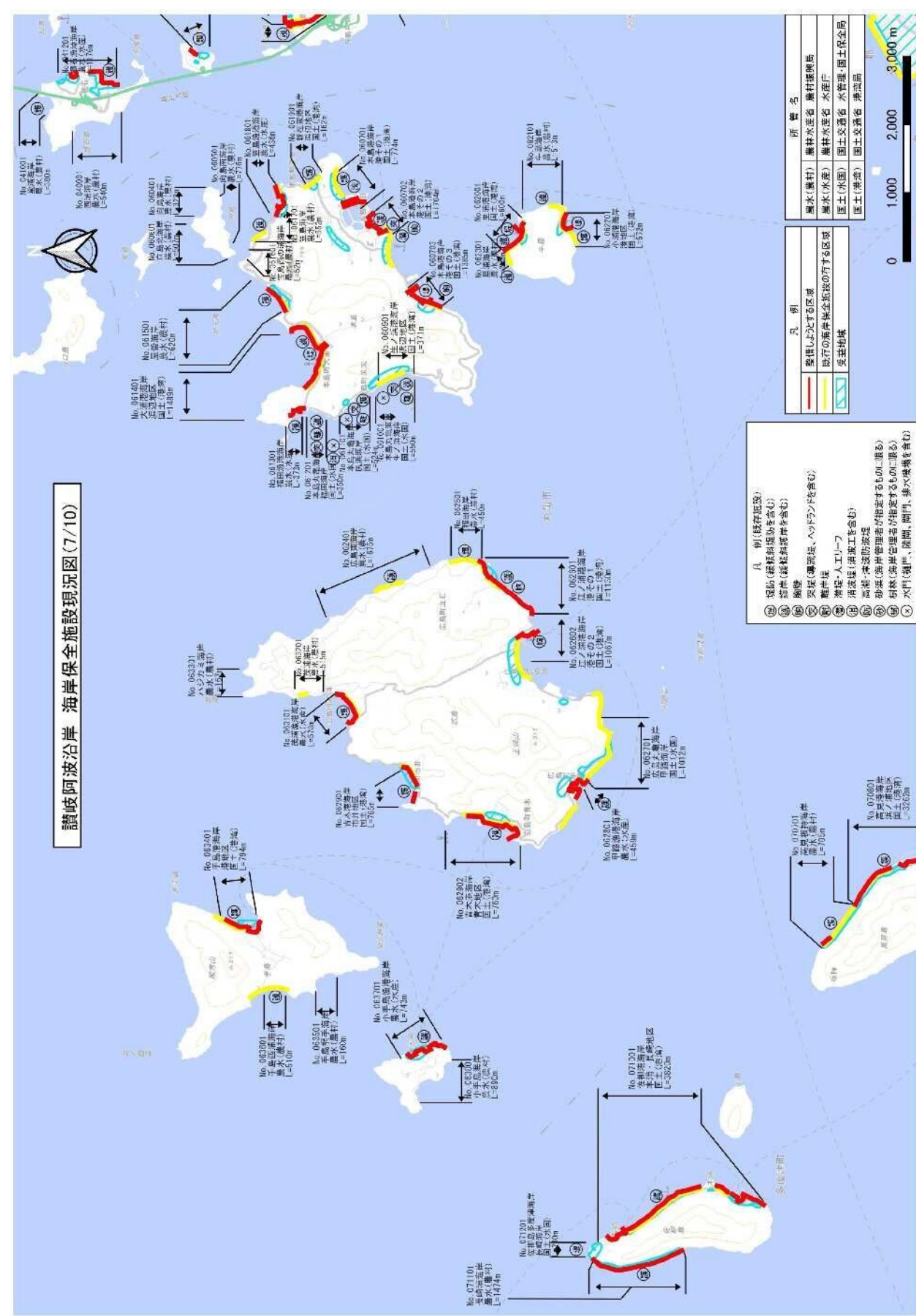
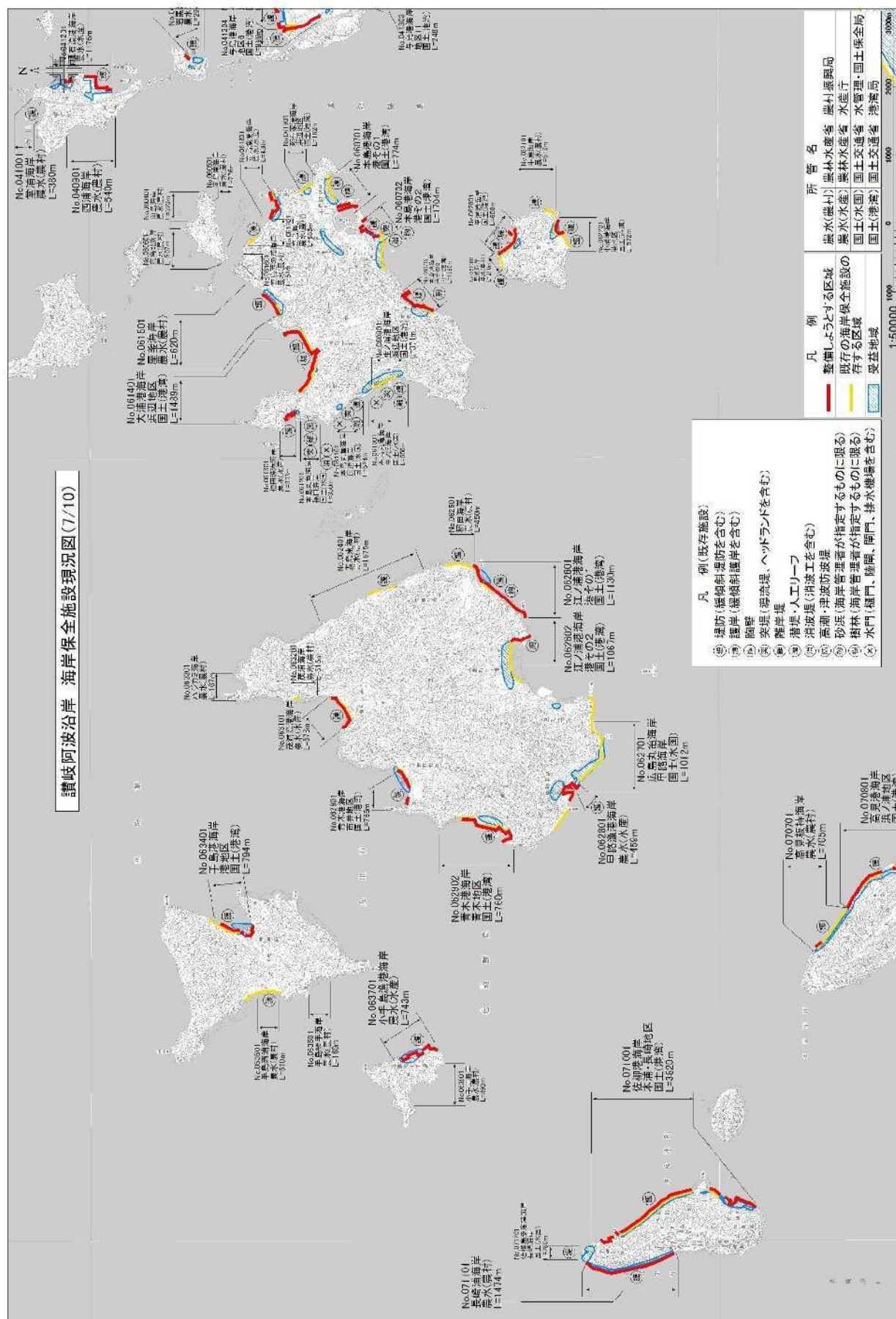


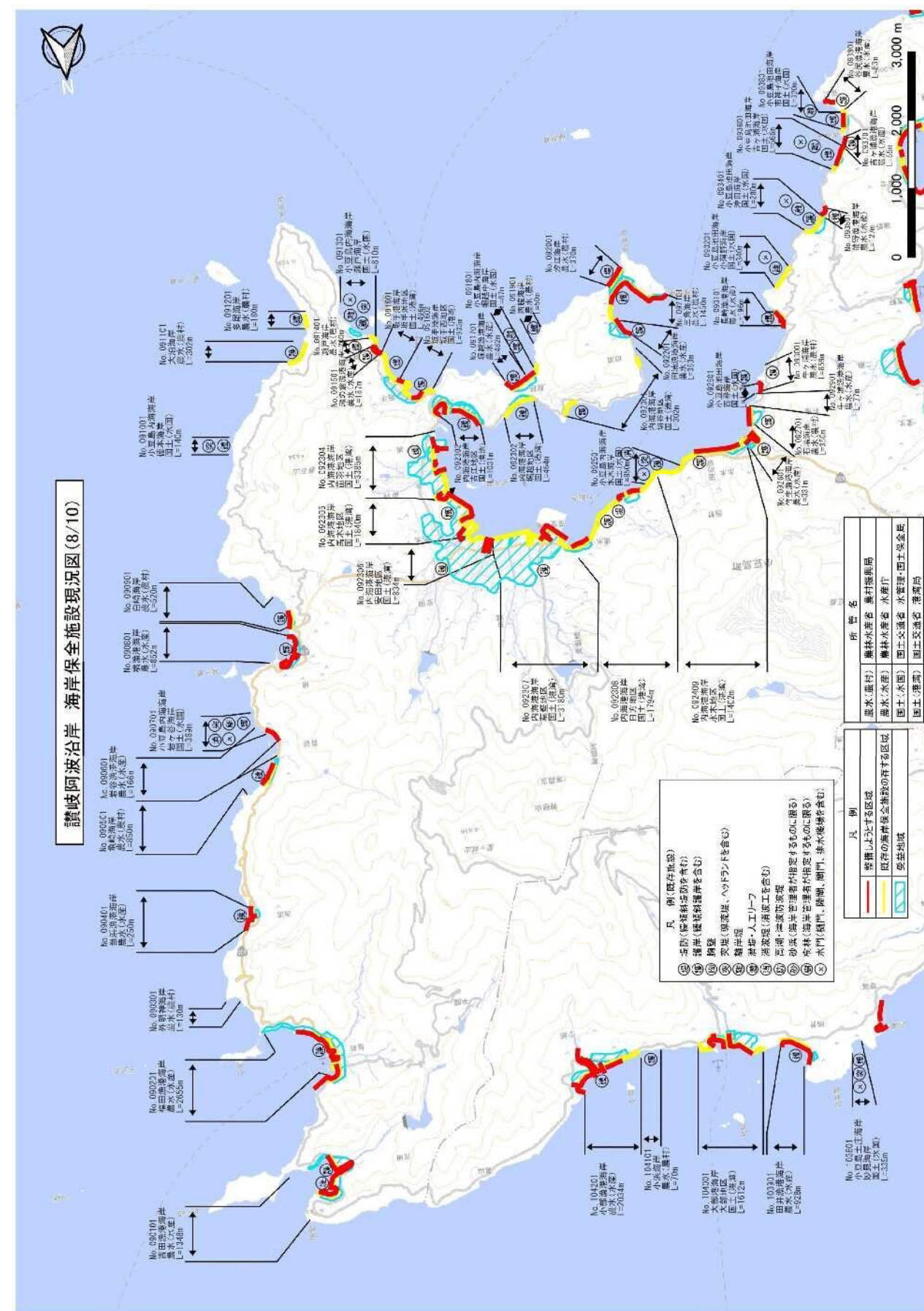
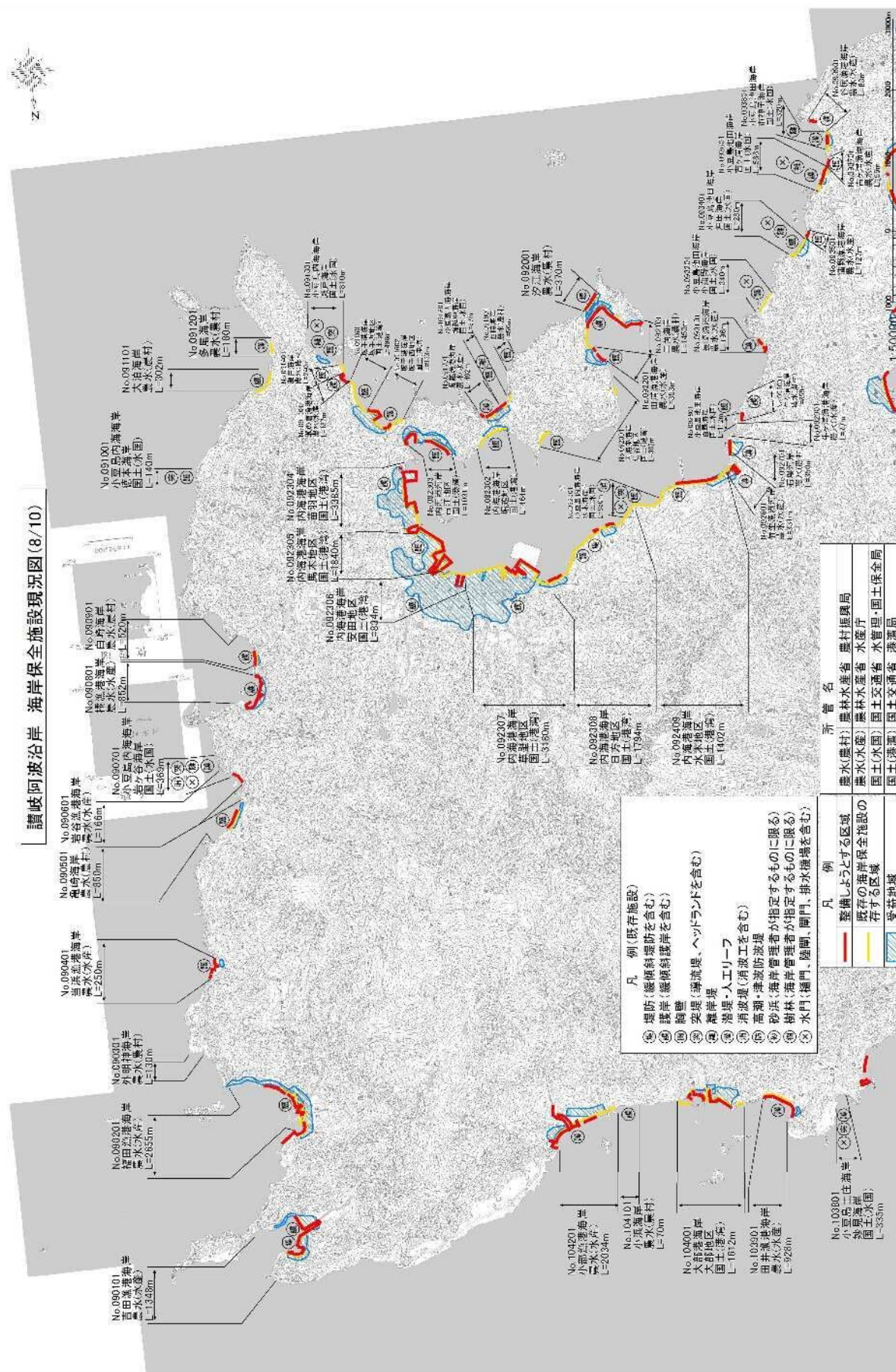


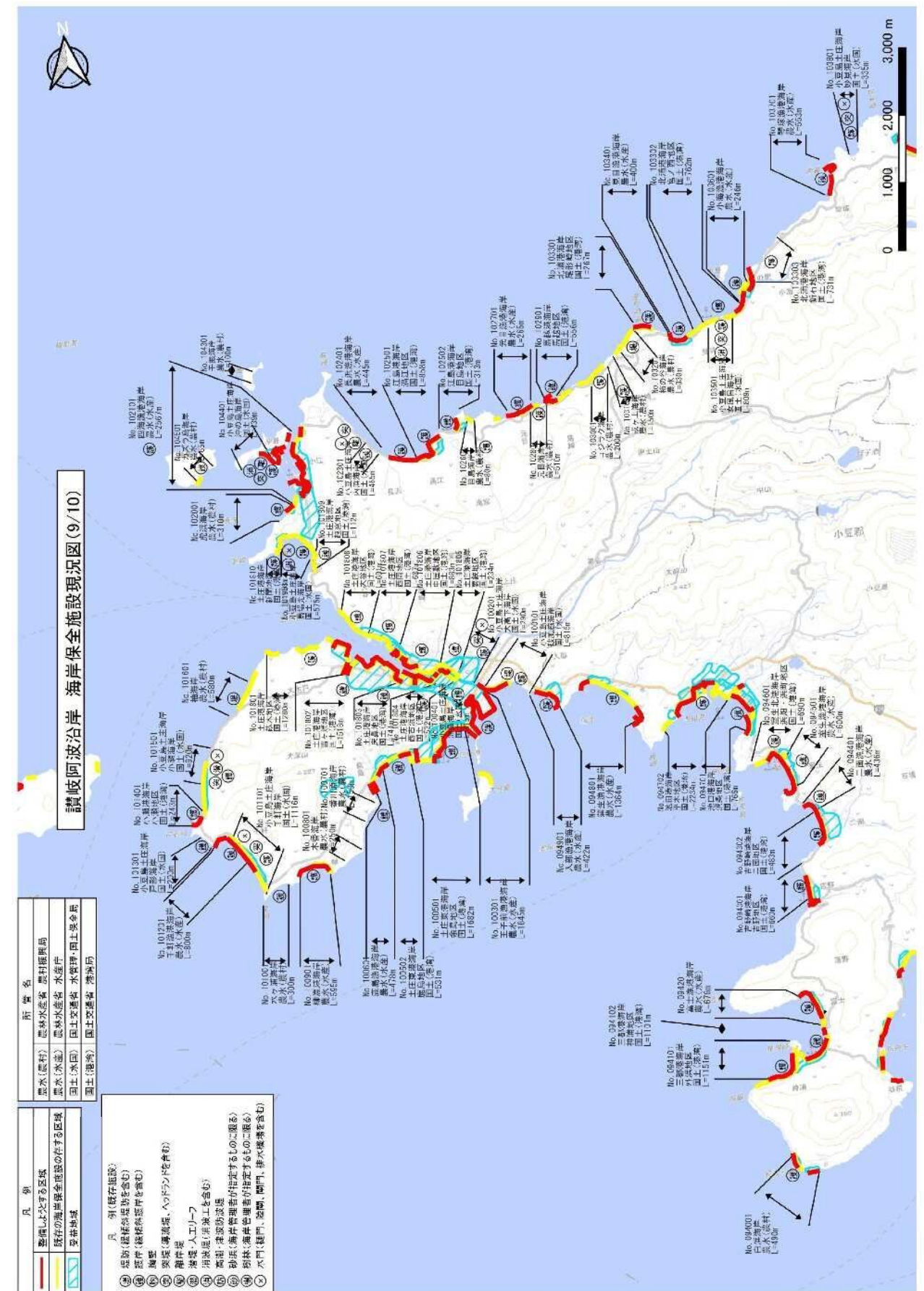
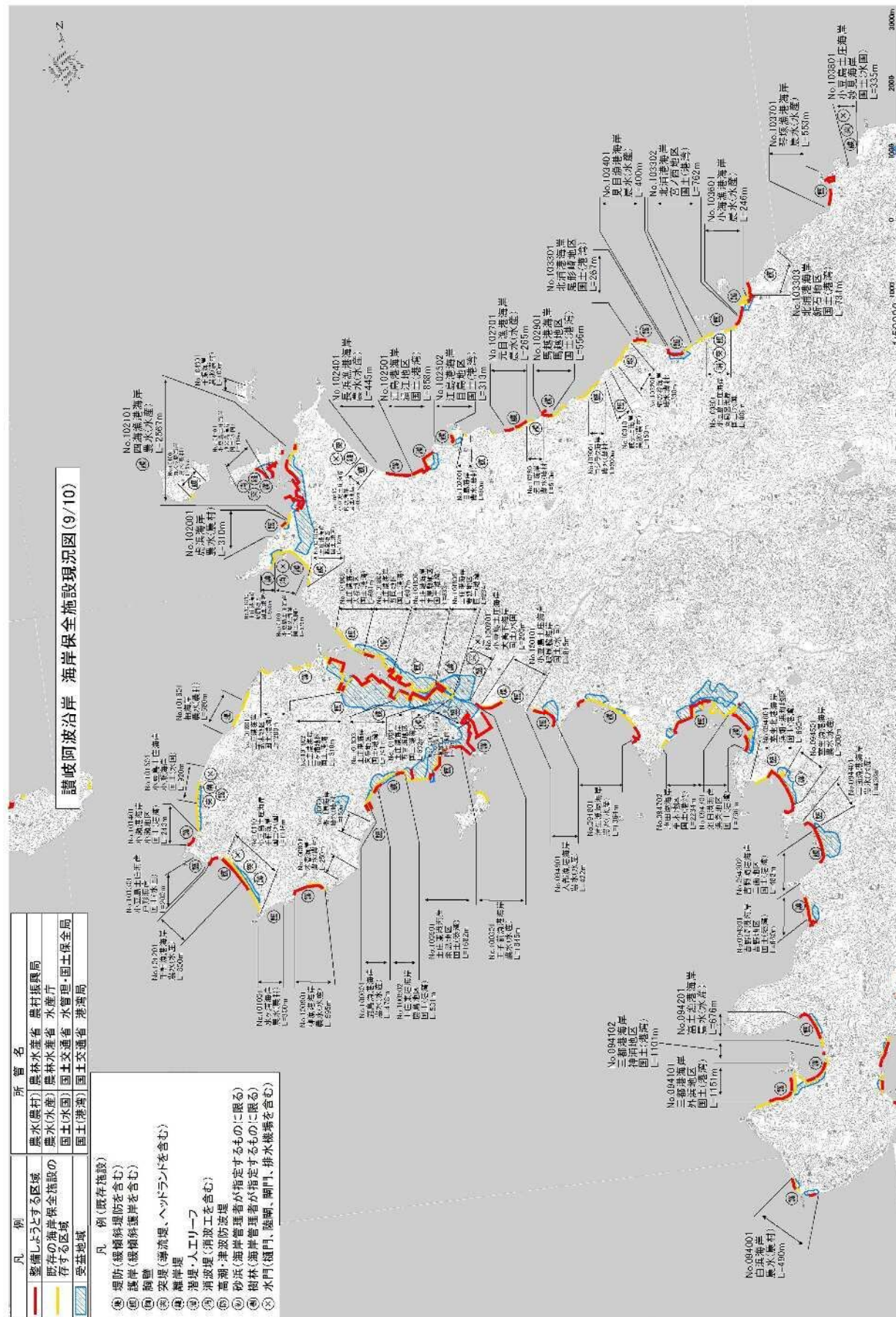


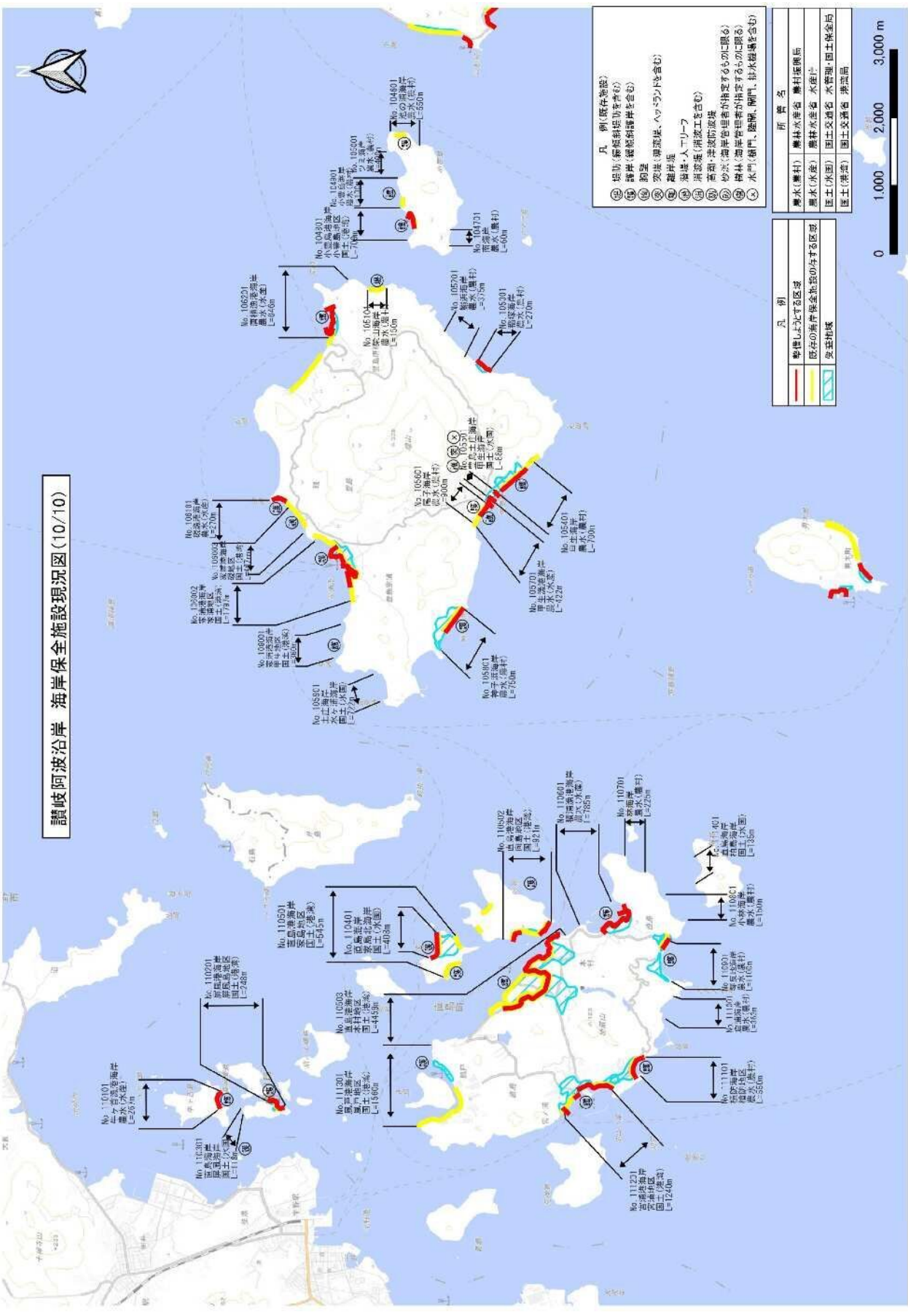
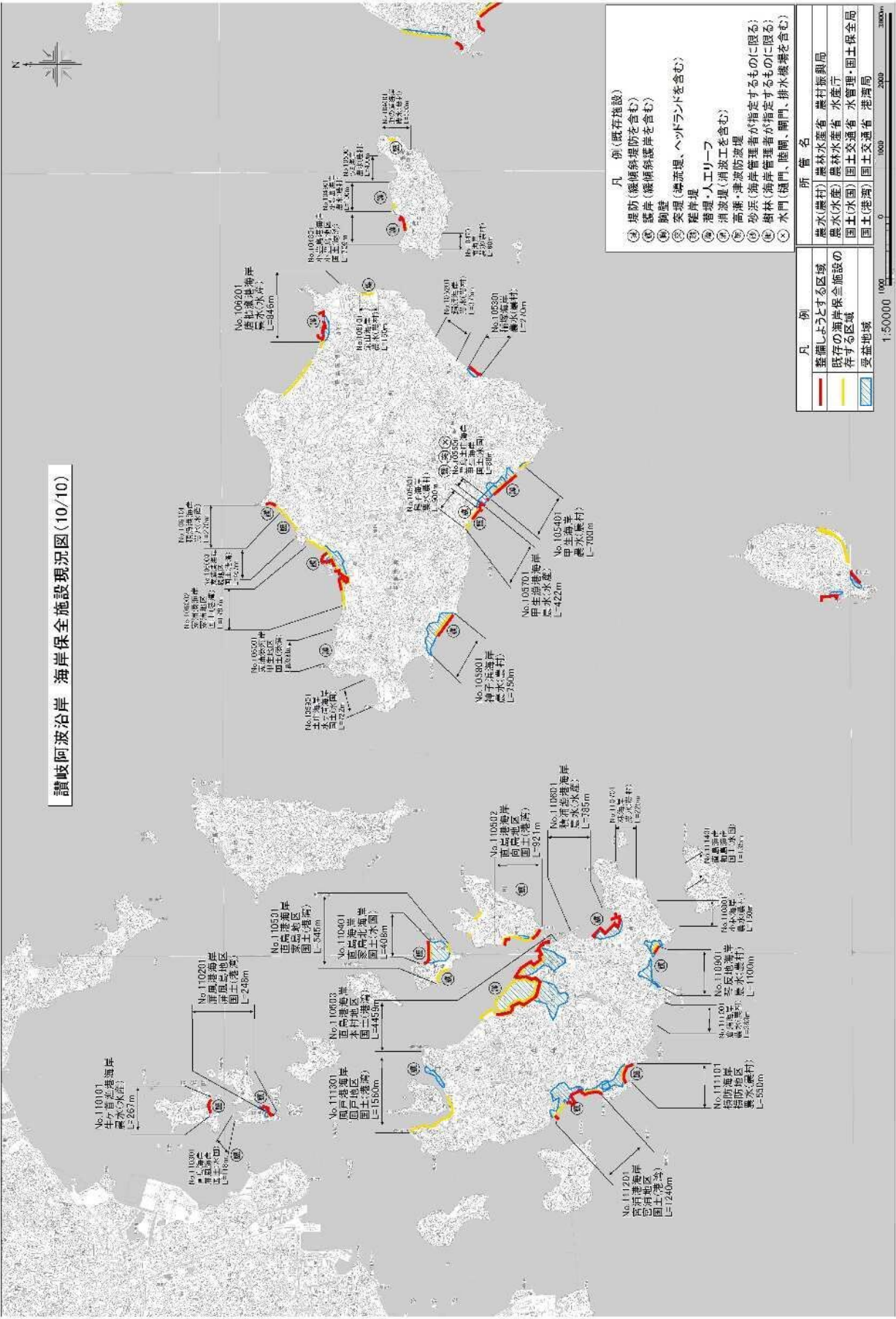




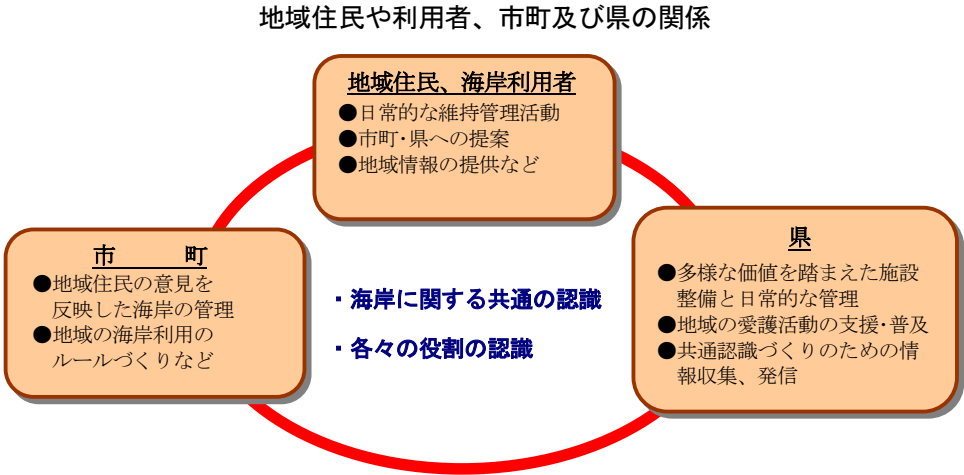








現計画	改定案
第4章 海岸保全基本計画の実施にあたって 前章までに、あるべき海岸の姿と、その実現のための施策を示したが、これらの施策については、地域住民や利用者、市町及び県の関係者が、海岸保全基本計画を十分に理解し、それぞれの立場で協力し一体となって実施することが重要である。ここでは、それぞれの関係者がこの海岸保全基本計画の実施にあたって配慮すべき事項と関係者の役割について述べる。 1. 計画実施時に配慮すべき事項 ① 関連行政機関との連携と調整 海岸保全基本計画を、県として適切かつ効果的に遂行するために、関係機関の連携を強化する必要がある。このために、各海岸管理者等が連絡調整する「庁内連絡協議会」を中心に、海岸行政に関係する機関との連携を強化し、海岸保全基本計画の推進を行っていく。 ② 地域住民や利用者、市町との関係 海岸の価値が多様化するなか、海岸に対しての様々な要求があり、行政だけではその要求に対応することが難しくなっている。したがって、地域にふさわしい海岸保全のため、海岸に対する共通の認識と各々の役割の認識により、地域住民や利用者、市町及び県がそれぞれの立場から協力し施策を実施することが重要である。そこで県や市は、地域住民などの団体が行う海岸の美化・愛護活動を支援し、協働して海岸の維持管理を行う。 地域住民や利用者：身近に行われている海岸清掃などのボランティア活動や環境学習会等に参加し、海岸に親しみを持つよう努める。また、地域にふさわしい海岸保全への意見や情報を県や市町に提供する。 市町：地域住民や利用者の活動を支援するとともに、地域住民や利用者からの意見を海岸利用のルールづくりや、地域の整備計画などに反映させる。 県：海岸災害から地域住民を守るため、自然環境や海岸利用に配慮し、地域住民や利用者、市町とともに施設整備や日常的な管理を行う。また、地域での愛護活動の支援、普及や海岸に対する共通の認識づくりのため、海岸に関する情報提供を行っていく。	第4章 海岸保全基本計画の実施にあたって 前章までに、あるべき海岸の姿と、その実現のための施策を示したが、これらの施策については、地域住民や利用者、市町及び県の関係者が、海岸保全基本計画を十分に理解し、それぞれの立場で協力し、一体となって実施することが重要である。ここでは、それぞれの関係者がこの海岸保全基本計画の実施にあたって配慮すべき事項と関係者の役割について述べる。 1. 計画実施時に配慮すべき事項 ① 関連行政機関との連携と調整 海岸保全基本計画を、県として適切かつ効果的に遂行するために、関係機関の連携を強化する必要がある。このために、各海岸管理者等が連絡調整する「庁内連絡協議会」を中心に、海岸行政に関係する機関との連携を強化し、海岸保全基本計画の推進を行っていく。 ② 地域住民や利用者、市町との関係 海岸の価値が多様化するなか、海岸に対しての様々な要求があり、行政だけではその要求に対応することが難しくなっている。したがって、地域にふさわしい海岸保全のため、海岸に対する共通の認識と各々の役割により、地域住民や利用者、市町及び県がそれぞれの立場から協力し、施策を実施することが重要である。そこで県や市町は、地域住民などの団体が行う海岸の美化・愛護活動を支援し、協働して海岸の維持管理を行う。 地域住民や利用者：身近に行われている海岸清掃などのボランティア活動や環境学習会等に参加し、海岸に親しみを持つよう努める。また、地域にふさわしい海岸保全への意見や情報を県や市町に提供する。 市町：地域住民や利用者の活動を支援するとともに、地域住民や利用者からの意見を海岸利用のルールづくりや、地域の整備計画などに反映させる。 県：海岸災害から地域住民を守るため、自然環境や海岸利用に配慮し、地域住民や利用者、市町とともに施設整備や日常的な管理を行う。また、地域での愛護活動の支援、普及や海岸に対する共通の認識づくりのため、海岸に関する情報提供を行っていく。
1-108	1-112



③ 海岸の情報の蓄積と活用

海岸の漂砂・沖合いの地形変化、汀線変化等防護面の情報、また水質・底質、漂着ごみ等の環境面の情報、海水浴やマリンスポーツなどの利用面の情報等を収集・整理し、海岸の実態の的確な把握に努める。漂砂に関しては、近隣の県との情報の交換を積極的に行っていく。

これらの情報を踏まえ、より高度な安全性を達成するための技術や自然との調和を目指した技術、新たな利用形態に対応する技術などの活用を図っていく。

市町、地域住民及び利用者等に対して、幅広く海岸に関する情報を発信する。

④ 海岸環境への影響の把握

海岸保全施設の整備にあたっては、「香川県環境配慮指針」等に基づき、整備区域及び周辺の環境の現状把握を行うとともに、施設の設置による海岸環境への影響を事前に把握することに努め、長期的にみても影響が生じないように整備計画を検討する。

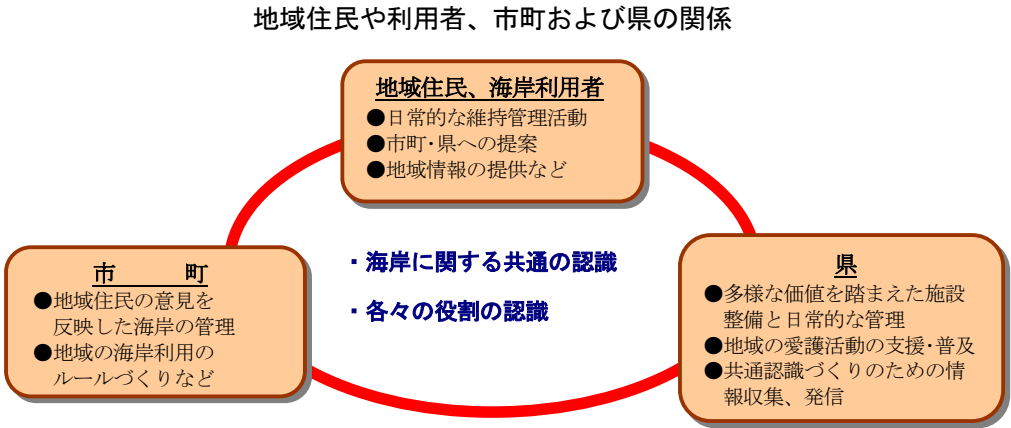
また、整備中及び整備後においても、海岸環境への影響を把握し、適切な対応を図るため、事後調査等を実施する。

⑤ 事業効果の検討について

海岸保全施設の整備にあたっては、背後の土地利用の状況を踏まえ、事業費と施設整備によって生じる便益を比較し、整備計画が十分な投資効果を有するものであるかどうかを検討する。

⑥ 計画の見直し

整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の、社会情勢変化に的確に対応するために、必要に応じて、計画を柔軟に見直していくものとする。また、希少野生動植物など環境に関する情報の充実化に伴い、必要に応じて、計画の見直しを図る。



③ 海岸の情報の蓄積と活用

海岸の漂砂・沖合いの地形変化、汀線変化等防護面の情報、また水質・底質、漂着ごみ等の環境面の情報、海水浴やマリンスポーツなどの利用面の情報等を収集・整理し、海岸の実態の的確な把握に努める。漂砂に関しては、近隣の県との情報の交換を積極的に行っていく。

これらの情報を踏まえ、より高度な安全性を達成するための技術や自然との調和を目指した技術、新たな利用形態に対応する技術などの活用を図っていく。

市町、地域住民及び利用者等に対して、幅広く海岸に関する情報を発信する。

④ 海岸環境への影響の把握

海岸保全施設の整備にあたっては、「香川県環境配慮指針」等に基づき、整備区域及び周辺の環境の現状把握を行うとともに、施設の設置による海岸環境や景観面への影響を事前に把握することに努め、長期的にみても影響が生じないように整備計画を検討する。また、地域の地形や土地利用、海岸の利用状況など、それぞれの地域特性を踏まえた設計に努める。

なお、整備中及び整備後においても、海岸環境への影響を把握し、適切な対応を図るため、事後調査等を実施する。

⑤ 「防護」・「環境」・「利用」のバランスのとれた気候変動への対応について

海岸整備における今後の津波・高潮対策や気候変動に伴う海面上昇への対応においては、護岸の嵩上げ等の防護機能の強化は不可欠かつ喫緊の課題である。一方で、一律の護岸の嵩上げ等は、海岸特有の開放的な景観の阻害や、貴重な動植物の生息環境の消失、地域固有の文化・歴史的つながりの分断といった、「防護」と「環境・利用」のトレードオフを引き起こす懸念がある。

このため、施設設計にあたっては、背後地の土地利用や住民の海へのアクセス、地域資源の価値、地域の意見などを十分に踏まえ、地域特性に応じた最適な構造形式や高さの選定に努める。また、施設整備にあたっては、将来のリスクを一括で解消しようとするのではなく、海面上昇等の状況をモニタリングしつつ、必要に応じて機能を順次強化する「段階的な整備」を行う。

現計画	改定案
	⑥ 事業効果の検討について 海岸保全施設の整備にあたっては、背後の土地利用の状況を踏まえ、事業費と施設整備によって生じる便益を比較し、整備計画が十分な投資効果を有するものであるかどうかを検討する。 ⑦ 計画の見直し 整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の、社会情勢変化に的確に対応するために、必要に応じて、計画を柔軟に見直していくものとする。また、希少野生動植物など環境に関する情報の充実化に伴い、必要に応じて、計画の見直しを図る。 1-114

2. 組織体制及び事務分掌

① 海岸管理者(香川県)

部局名	課 名	事務分掌
農政水産部	土地改良課	海岸法の施行に関すること (農林水産省所管の海岸保全区域に係るものに限る)
	水 産 課	海岸法の施行に関すること (漁港区域に係るものに限る)
土 木 部	河川砂防課	海岸法の施行に関すること (国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸保全区域および一般公共海岸区域に係るもの)
	港 湾 課	海岸法の施行に関すること (港湾区域に係るものに限る)

② 海岸管理に関係のある部局(香川県)

部局名	課 名		事務分掌
政 策 部	政 策 課		県行政の長期的かつ総合的な計画の策定及び推進に関すること
	地域活力推進課		瀬戸内海の振興に関すること
	文化芸術局	文化振興課	文化の振興及び普及に関すること
		瀬戸内国際芸術祭推進課	瀬戸内国際芸術祭の開催に関すること
危機管理総局	危機管理課		危機管理の企画及び総合調整に関すること
環境森林部	環境政策課		環境行政の総合的な企画及び調整に関すること
	みどり保全課	自然環境保全法の施行に関すること	
		自然公園に関すること	
		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関すること	
	環境管理課	瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること	
		美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の施行に関すること	
	みどり整備課	みどりの整備に関する施策の企画及び総合調整に関すること	
	廃棄物対策課	廃棄物対策の企画及び調整並びに推進に関すること	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること	
交流推進部	観光振興課		観光の振興に関する施策の企画及び調整並びに推進に関すること
教育委員会事務局	生涯学習・文化財課		文化財の保存及び活用に関すること。

2. 組織体制及び事務分掌

① 海岸管理者(香川県)

部局名	課 名	事務分掌
農政水産部	土地改良課	海岸法の施行に関すること (農林水産省所管の海岸保全区域に係るものに限る)
	水 産 課	海岸法の施行に関すること (漁港区域に係るものに限る)
土 木 部	河川砂防課	海岸法の施行に関すること (国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸保全区域および一般公共海岸区域に係るもの)
	港 湾 課	海岸法の施行に関すること (港湾区域に係るものに限る)

② 海岸管理に関係のある部局(香川県)

部局名	課 名		事務分掌
政 策 部	政 策 課		県行政の長期的かつ総合的な計画の策定及び推進に関すること
	地域活力推進課		瀬戸内海の振興に関すること
	文化芸術局	文化振興課	文化の振興及び普及に関すること
		瀬戸内国際芸術祭推進課	瀬戸内国際芸術祭の開催に関すること
危機管理総局	危機管理課		危機管理の企画及び総合調整に関すること
環境森林部	環境政策課		環境行政の総合的な企画及び調整に関すること
	環境管理課	瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること	
		美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の施行に関すること	
		自然環境保全法の施行に関すること	
	みどり保全課	自然公園に関すること	
		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関すること	
	森林・林業政策課	みどりの整備に関する施策の企画及び総合調整に関すること	
	循環型社会推進課	廃棄物対策の企画及び調整並びに推進に関すること 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること	
交流推進部	観光振興課		観光の振興に関する施策の企画及び調整並びに推進に関すること
教育委員会事務局	生涯学習・文化財課		文化財の保存及び活用に関すること。

現計画	改定案																																				
③ 海岸管理に係る関係のある部局(国の機関) <table><tr><th>部局名</th><th>課 名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>農林水産省</td><td>中国四国農政局</td><td>海岸事業に関する計画・指導に関わること</td></tr><tr><td rowspan="3">国土交通省</td><td>四国地方整備局 高松港湾・空港 整備事務所</td><td>港湾区域内の海岸の調査に関わること</td></tr><tr><td>四国地方整備局 香川河川国道事務所</td><td>海岸の調査に関わること</td></tr><tr><td>海上保安庁 第六管区海上保安部</td><td>海上汚染の防止に関わること</td></tr><tr><td rowspan="2">水産庁</td><td>漁港漁場整備部 計画課</td><td>漁港区域内の管理・指導に関わること。</td></tr><tr><td>漁港漁場整備部 防災漁村課</td><td>海岸事業に関する計画・指導・調査に関わること。</td></tr></table>	部局名	課 名	事務分掌	農林水産省	中国四国農政局	海岸事業に関する計画・指導に関わること	国土交通省	四国地方整備局 高松港湾・空港 整備事務所	港湾区域内の海岸の調査に関わること	四国地方整備局 香川河川国道事務所	海岸の調査に関わること	海上保安庁 第六管区海上保安部	海上汚染の防止に関わること	水産庁	漁港漁場整備部 計画課	漁港区域内の管理・指導に関わること。	漁港漁場整備部 防災漁村課	海岸事業に関する計画・指導・調査に関わること。	③ 海岸管理に係る関係のある部局(国の機関) <table><tr><th>部局名</th><th>課 名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>農林水産省</td><td>中国四国農政局</td><td>海岸事業に関する計画・指導に関わること</td></tr><tr><td rowspan="3">国土交通省</td><td>四国地方整備局 高松港湾・空港 整備事務所</td><td>港湾区域内の海岸の調査に関わること</td></tr><tr><td>四国地方整備局 香川河川国道事務所</td><td>海岸の調査に関わること</td></tr><tr><td>海上保安庁 第六管区海上保安部</td><td>海上汚染の防止に関わること</td></tr><tr><td rowspan="2">水産庁</td><td>漁港漁場整備部 計画課</td><td>漁港区域内の管理・指導に関わること。</td></tr><tr><td>漁港漁場整備部 防災漁村課</td><td>海岸事業に関する計画・指導・調査に関わること。</td></tr></table>	部局名	課 名	事務分掌	農林水産省	中国四国農政局	海岸事業に関する計画・指導に関わること	国土交通省	四国地方整備局 高松港湾・空港 整備事務所	港湾区域内の海岸の調査に関わること	四国地方整備局 香川河川国道事務所	海岸の調査に関わること	海上保安庁 第六管区海上保安部	海上汚染の防止に関わること	水産庁	漁港漁場整備部 計画課	漁港区域内の管理・指導に関わること。	漁港漁場整備部 防災漁村課	海岸事業に関する計画・指導・調査に関わること。
部局名	課 名	事務分掌																																			
農林水産省	中国四国農政局	海岸事業に関する計画・指導に関わること																																			
国土交通省	四国地方整備局 高松港湾・空港 整備事務所	港湾区域内の海岸の調査に関わること																																			
	四国地方整備局 香川河川国道事務所	海岸の調査に関わること																																			
	海上保安庁 第六管区海上保安部	海上汚染の防止に関わること																																			
水産庁	漁港漁場整備部 計画課	漁港区域内の管理・指導に関わること。																																			
	漁港漁場整備部 防災漁村課	海岸事業に関する計画・指導・調査に関わること。																																			
部局名	課 名	事務分掌																																			
農林水産省	中国四国農政局	海岸事業に関する計画・指導に関わること																																			
国土交通省	四国地方整備局 高松港湾・空港 整備事務所	港湾区域内の海岸の調査に関わること																																			
	四国地方整備局 香川河川国道事務所	海岸の調査に関わること																																			
	海上保安庁 第六管区海上保安部	海上汚染の防止に関わること																																			
水産庁	漁港漁場整備部 計画課	漁港区域内の管理・指導に関わること。																																			
	漁港漁場整備部 防災漁村課	海岸事業に関する計画・指導・調査に関わること。																																			
1-111	1-116																																				

第 2 編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（徳島県域）

第 2 編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（徳島県域）